

第5次鳥取市男女共同参画かがやきプラン

(令和8年度～令和12年度)



鳥 取 市

はじめに

私たちの社会は今、人口減少や少子高齢化の進行、ライフスタイルの多様化など、転換期の中にあります。こうした時代において、誰もが自分らしく生き生きと暮らせる社会を築くためには、固定的な性別役割分担意識を解消し、あらゆる分野において男女が対等な立場で参画することが、これまで以上に重要となっています。

本市では、平成11年8月に「鳥取市男女共同参画いきいきプラン」を初めて策定して以降、数次にわたってプランを策定し、継続的に施策を推進してまいりました。平成16年10月には「男女共同参画都市」を宣言し、一人ひとりがその個性と能力を十分に発揮できるまちづくりに市民の皆さまと共に取り組んできたところ です。

令和6年に実施した市民意識調査では、固定的な性別役割分担に否定的な意見が増加するなど、意識の変化は着実に進んでいます。一方で、社会のさまざまな場面で依然として「男性が優遇されている」と感じる方や、家事・育児・介護の負担が女性に偏っている現状など、解決すべき課題も残されています。

国においては、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」の改正により企業の情報公表の義務が拡大されたほか「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（女性支援法）」が施行されるなど、新たな制度整備が進んでいます。

若者や女性などすべての市民が、将来にわたって住み続けたいと感じられる魅力ある地域へと進化していくことが、本市の持続可能な発展の鍵となります。一人ひとりが個人として尊重され、個性と能力を十分に発揮できるまちづくりがますます重要となっています。

このような社会情勢の変化や本市の課題を捉え、これまでの歩みをさらに進めるため、このたび「第5次鳥取市男女共同参画かがやきプラン」を策定いたしました。本プランでは、「男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり」をはじめとする4つのテーマと10の目標を掲げ、男女共同参画への理解促進や、働く場における女性の活躍推進などさまざまな施策を展開してまいります。

本プランを推進していくためには、家庭、地域、職場、学校などあらゆる場面で市民、事業者、関係機関の皆さまと共に取り組むことが大切です。

引き続き皆さまのご理解とご協力をお願い申し上げます。

令和8年3月

鳥取市長 深澤義彦

目 次

第1章 プランの策定にあたって.....	1
1 本プラン策定の背景.....	1
2 本市の動きとプラン策定の趣旨.....	2
3 プランの期間.....	2
4 プランの位置付け.....	2
第2章 プラン策定に向けた本市の現状と課題.....	5
1 人口等の状況.....	6
2 就業の状況.....	8
3 女性相談の状況.....	11
第3章 意識調査の概要.....	12
1 調査の実施について.....	12
2 調査結果の主な内容について.....	13
第4章 プランの基本的な考え方.....	17
1 基本理念.....	17
2 施策体系.....	17
3 各テーマの目標.....	19
第5章 プランの展開.....	27
テーマ1 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり	
目標1 男女共同参画への理解促進.....	27
目標2 子どもの頃からジェンダー平等の推進.....	28
テーマ2 性別にかかわらず誰もが活躍できる環境づくり	
目標3 働く場における女性の活躍推進.....	29
目標4 地域・社会活動における男女共同参画の推進.....	30

テーマ3 ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶

目標5 ジェンダーに基づく暴力の発生を防ぐ環境整備 31

目標6 被害者に対する支援の推進..... 31

テーマ4 安全・安心に暮らせる社会づくり

目標7 乳幼児から高齢者まで健康で豊かな生活を送るための支援..... 33

目標8 だれもが安心して暮らせるまちづくり 34

目標9 困難な問題を抱える女性への支援..... 35

目標10 男女共同参画の視点に立った防災活動の推進..... 36

第6章 プランの推進と点検・評価 37

1 プランの推進..... 37

2 プランの点検・評価..... 37

参考資料 38

1 諮問書・答申書..... 38

2 鳥取市男女共同参画審議会委員名簿..... 39

3 鳥取市男女共同参画審議会検討経過..... 40

4 鳥取市男女共同参画推進条例..... 40

5 男女共同参画都市宣言..... 44

6 本市のこれまでの取組..... 45

7 世界、日本、鳥取県のこれまでの動き..... 46

8 関係法令..... 49

9 用語解説..... 74

第1章 プランの策定にあたって

1 本プラン策定の背景

男女共同参画社会とは「だれもが、互いに人権を尊重し、喜びも責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することが出来る社会」です。平成 11（1999）年に制定された男女共同参画社会基本法では、法の前文において男女共同参画社会の実現を「21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題」として位置づけています。

国際的には、平成 27（2015）年に、国連が提唱した「SDGs（持続可能な開発目標）」の1つとして“ジェンダーの平等”が掲げられ、すべての女性と女兒に対する差別や暴力をなくすこと、介護や家事などの無償労働を認識・評価すること、また意思決定における女性の参加とリーダーシップの機会を確保することなど、さまざまな視点から男女平等に向けた取組が積極的に進められています。

国では、令和 2（2020）年 12 月に「第5次男女共同参画基本計画※1」が策定されました。また、当初 10 年間の時限立法として平成 27（2015）年に制定された、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律※2（以下、「女性活躍推進法」といいます。）」の改正法が令和 7（2025）年 6 月に公布され、令和 18（2036）年 3 月 31 日までの 10 年間延長されることとなりました。平成 30（2018）年 7 月に成立した「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律※3」と合わせ、男女共同参画やワーク・ライフ・バランス※4（仕事と生活の調和）の推進に向けた取組が引き続き進められます。

女性をめぐる課題は生活困窮、性暴力・性犯罪被害、家庭関係破綻など複雑化、多様化、複合化しています。コロナ禍によりこうした課題が顕在化し、「孤独・孤立対策」といった視点も含め、新たな女性支援強化が課題となる中、令和 6（2024）年 4 月 1 日より「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律※5（以下、「女性支援法」といいます。）」が施行されました。国及び地方公共団体は、支援のために必要な施策を講じていく責務があります。

※1 男女共同参画社会基本法に基づき、令和 12 年度末までの「基本認識」ならびに令和 7 年度末までを見通した施策の基本的方向」及び「具体的な取組」を定めた。

※2 自らの意思によって働く女性の、個性と能力が十分に発揮されるよう基本方針を定め、事業主行動計画等の策定を促し、女性が活躍するために解決すべき課題に対応する効果的な取組等を規定した。

※3 それぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる社会の実現をめざして、長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現、雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保等のための措置が講じられた。

※4 仕事と家庭生活の両方を充実させることにより、相乗効果を生み出すという考え方。

※5 女性が抱えるさまざまな困難に対し、その人権を尊重し、福祉の増進を図るため本人の意思に基づいた支援について規定した。

独立行政法人男女共同参画機構法が成立し、令和8（2026）年4月1日に設立される、「独立行政法人男女共同参画機構」が、全国各地の男女共同参画センターと連携・協働し、バックアップする「センターオブセンターズ」としての新たな役割を果たしていくこととなります。

国は、次期男女共同参画基本計画策定にあたり、男性の育児休業取得率の向上や女性に対する暴力に対する支援体制の拡充など進捗があった一方、政策や方針決定過程への女性の参画拡大や根強い固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）が課題となっていること、さらに、特に女性では、家事・育児などの負担の偏りを背景としてライフイベントとキャリア形成の両立が困難となる状況や、特に男性では、超過勤務の多さなどにより、心身の健康悪化や生活の質の低下につながっている側面もあるとしています。

また、「男女共同参画・女性活躍に係る取組を推進することは、男性も含めた全ての人の就業環境の改善につながり、さらには、女性も男性も暮らしやすい多様な幸せ（well-being）を実現する社会形成に資するもの」で、「男女共同参画の取組を更に加速させることとする。」としています。

2 本市の動きとプラン策定の趣旨

本市においては、平成11（1999）年8月に初めて「鳥取市男女共同参画いきいきプラン」を策定して以降、数次にわたってプランを策定し、男女共同参画社会を実現するための施策に取り組んできました。近年の国の動向や社会情勢の変化等を踏まえ、本市の男女共同参画社会の実現に向けた取組をさらに実効性の高いものとするため、新たに「第5次鳥取市男女共同参画かがやきプラン」を策定します。

3 プランの期間

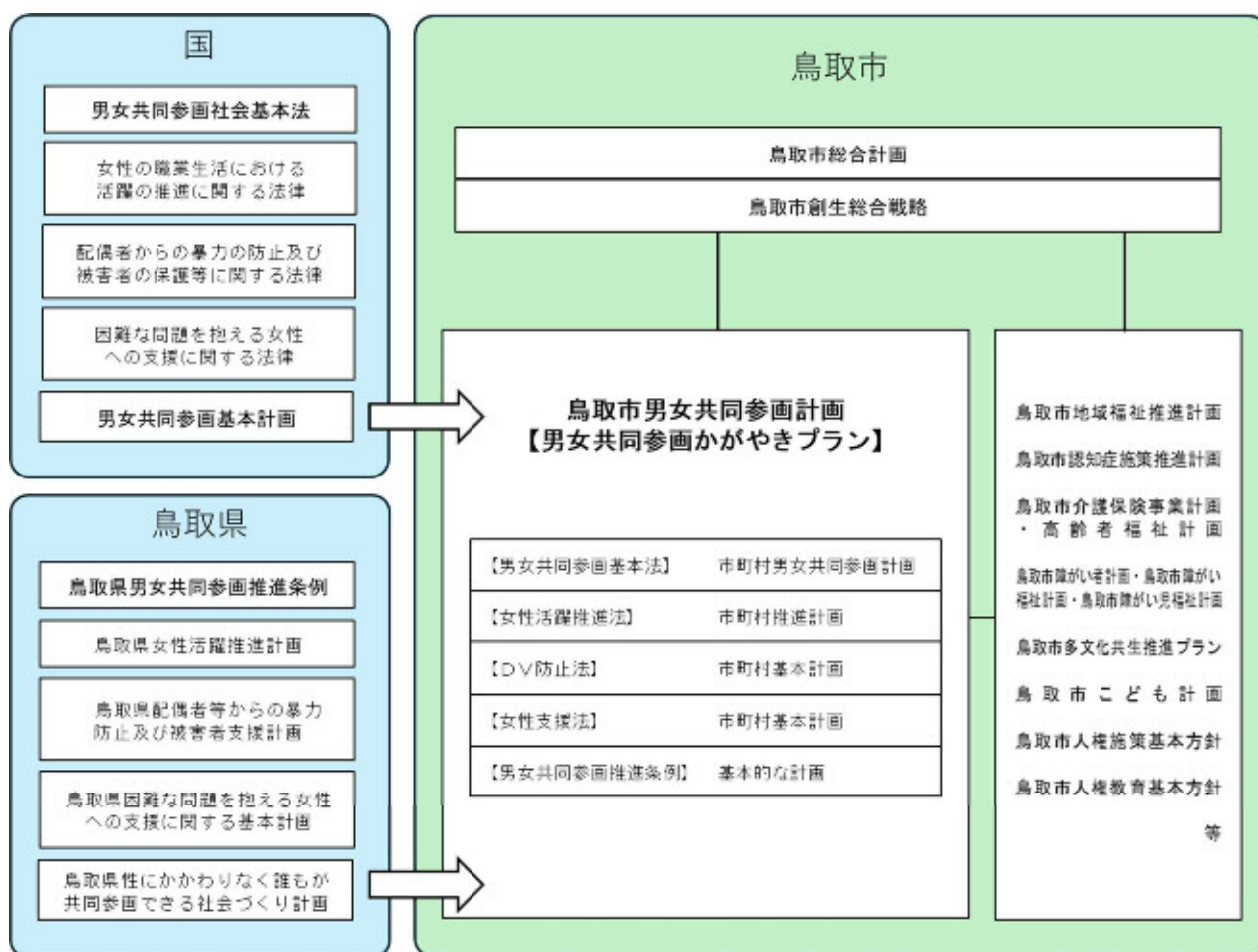
プランは、令和8（2026）年度から令和12（2030）年度までの5年間を計画期間とします。また、計画期間中であっても、国の動向や社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

4 プランの位置付け

本プランは、「男女共同参画社会基本法」及び「鳥取市男女共同参画推進条例」に基づき、本市における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため策定するものです。

策定に当たっては、「男女共同参画社会基本法」、「女性活躍推進法」、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律※1（以下、「DV※2防止法」といいます。）」、「女性支援法」などにに基づき策定される国や県の計画を勘案するとともに、「鳥取市総合計画」をはじめ、誰もが住み慣れた地域で、安心して暮らしていくまちづくりに取り組むための「鳥取市地域福祉推進計画」、子育て支援を総合的に取り組むための「鳥取市こども計画」、人権施策の基本的な考え方や方向性を示す「鳥取市人権施策基本方針」など、本市の他の計画等との整合性を図ります。

さらに、「女性活躍推進法」第6条第2項に基づく市町村推進計画、「DV防止法」第2条の3第3項及び「女性支援法」第8条第3項における市町村基本計画として位置付けます。（P.17～18 参照）



※1 配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的とする法律。被害者の対象は、配偶者（事実婚、元配偶者も含む。）からの暴力被害者、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係（元交際相手も含む。）にある者からの暴力被害者。

※2 ドメスティック・バイオレンス（domestic violence）の略。配偶者や恋人など親密な関係にある、またはあった者から振るわれる暴力のことで、身体的暴力はもちろん、性的、心理的暴力を含む。

また、「鳥取市総合計画」においてSDGsの視点を取り入れていることに加え、本市がSDGs 未来都市※1に認定されていることから、本プランにおいてもSDGsの目標5「ジェンダー平等を実現しよう」をはじめ、SDGsの視点を取り入れた施策を展開します。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



※1 地方創生 SDGsの達成に向け、優れた SDGsの取組を提案する地方自治体のこと。

第2章 プラン策定に向けた本市の現状と課題

本市の人口は、平成17（2005）年の国勢調査人口20万1,740人をピークに減少傾向となっており、世帯構成は、核家族や単独世帯が増加しています。

就業状況等をみると、女性の社会参加は進んでいるものの、正規雇用比率や賃金には依然として男女間格差が見られます。

令和6年度に実施した市民意識調査の結果によると、「男は仕事、女は家庭」という考え方について、「反対」と回答した割合は、令和元年度の前回調査と比較して高くなっていますが、男女平等観に関する問いでは、社会のさまざまな分野において「男性の方が優遇されている」と感じている人の割合は依然として高く、令和元年度の前回調査と比べて各分野に大きな変化は見られませんでした。また、女性活躍が進む中、性別を問わず就労中の方を対象とした設問では、育児休業・介護休業を利用する場合の問題点として、「子育てや介護は女性の役割だ」という意識が強い」とする割合が5割を超えています。

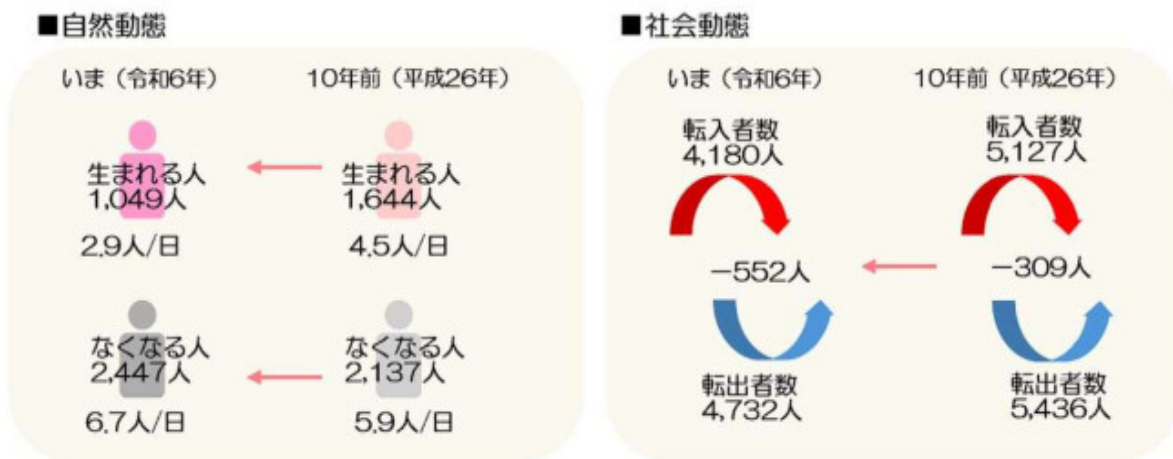
このように、第4次鳥取市男女共同参画かがやきプランによる取組には一定の成果が見られるものの、社会的地位、経済力、意識の面には依然として男女間格差があり、男女共同参画の基本理念の実現には、より一層の努力が必要です。

これまで少しずつ積み上げてきた成果に今後も着実に成果を上乗せしていくため、第4次男女共同参画かがやきプランでの主な取組を継続していくことはもとより、男女双方の意識改革及び行動変容につながる効果的な施策展開の模索や本市の現状及び社会情勢の変化などに対応した新たな取組が必要です。

1 人口等の状況

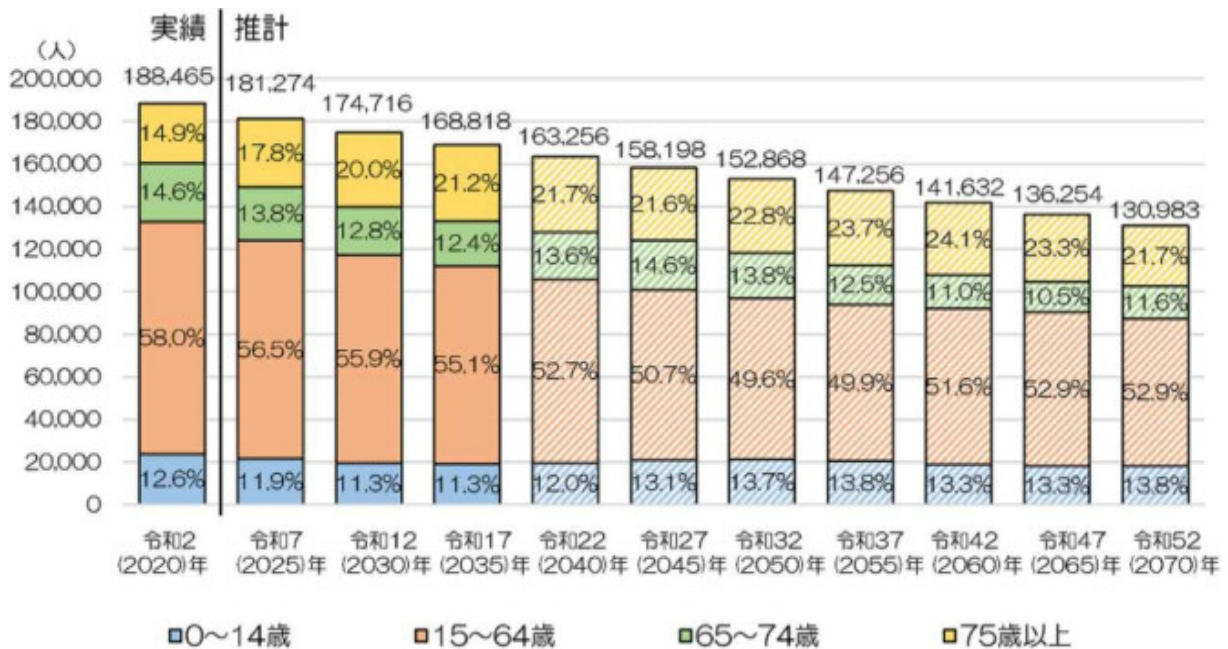
(1) 人口

出生と死亡の差から見る自然動態は、少子・高齢化に伴いマイナスで推移しています。さらに、転入と転出の差から見る社会動態も、進学や就職による若者の大都市圏への流出によってマイナスが続いており、令和17(2035)年に16万8,818人まで減少すると見込まれます。



資料: 鳥取県人口移動調査

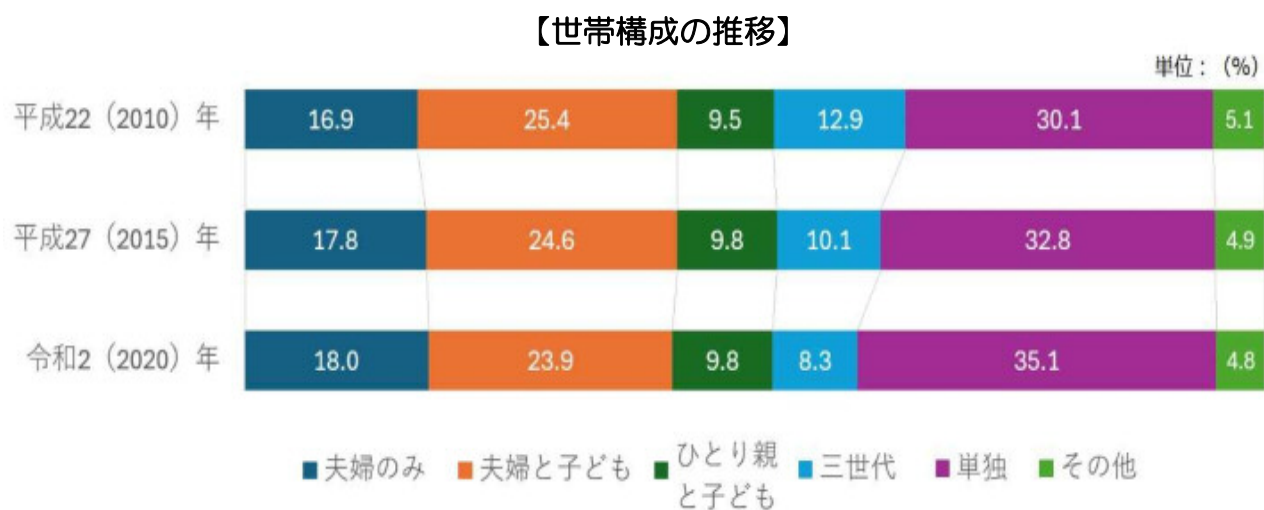
【年齢4階区分の人口見通し】



資料: 令和2年は国勢調査、令和7年以降は「鳥取市人口ビジョン」の人口の将来展望。

(2) 世帯構成

本市の世帯構成は、三世代世帯が減少し、単独世帯が増加しています。



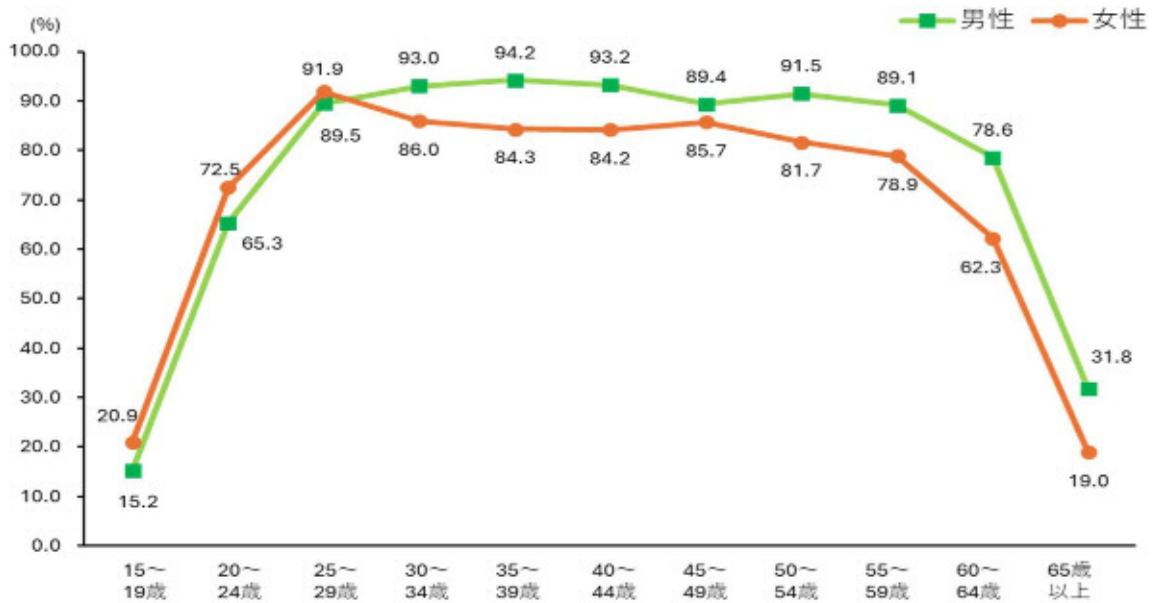
資料：国勢調査

2 就業の状況

(1) 有業率

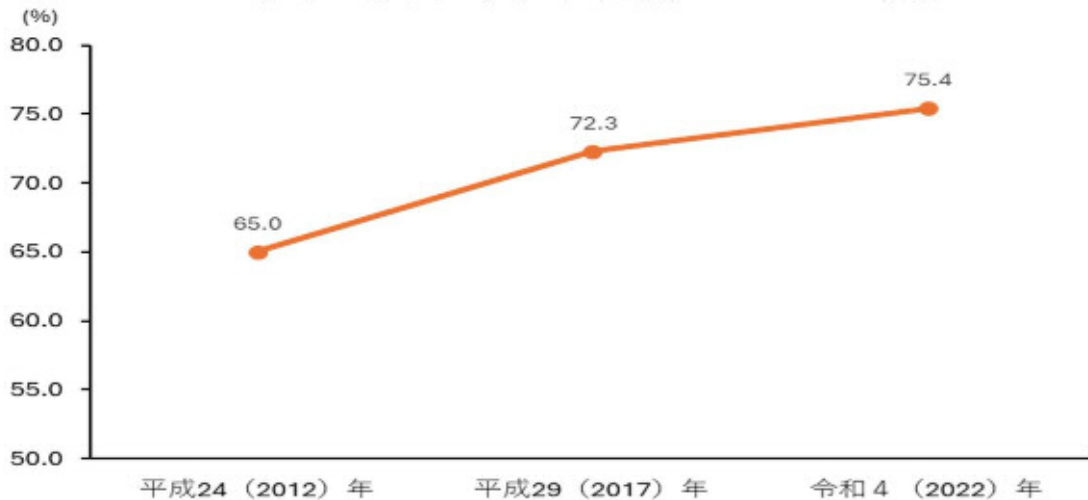
年齢階級別有業率をみると、本市では「M字カーブ※1」の傾向はほとんどみられず、共働き世帯が増えていることがうかがえます。また、女性の有業率は年々増加しており、10年前と比較して、着実に女性の社会参加が進んでいます。

【年齢階級別有業率（男女比較）】



資料：就業構造基本調査(令和4(2022)年)

【女性の有業率の推移（生産年齢人口 15～64歳）】



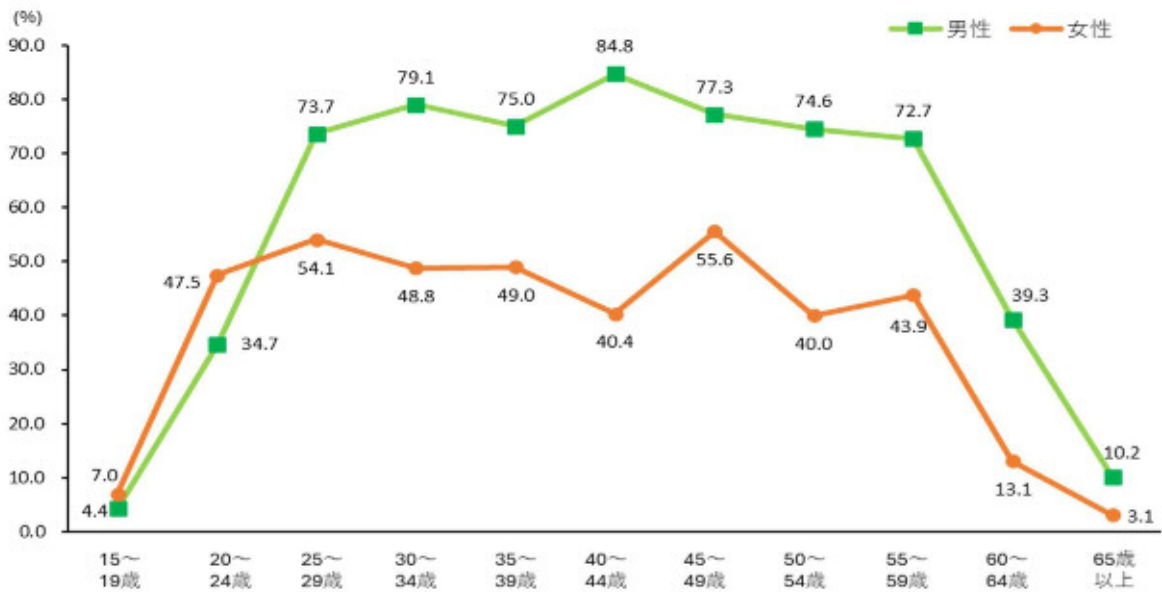
資料：就業構造基本調査(令和4(2022)年)

※1 日本の女性の有業率を年齢階級別にグラフ化したとき、例えば30歳代前半を谷とし、20歳代後半と30歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になること。出産や育児による離職が背景にあるとされる。

(2) 正規雇用比率・賃金

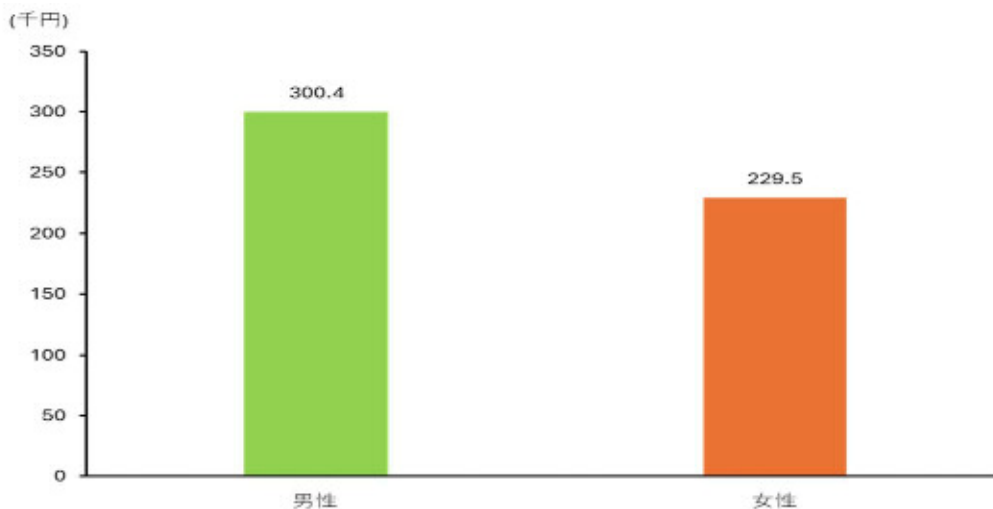
年齢階級別正規雇用比率をみると、24歳以下は女性の正規雇用比率が男性をやや上回っていますが、25歳以上になると女性の正規雇用比率は男性を下回り、60歳まで開きが大きくなっています。また、鳥取県の平均賃金（所定内給与額）をみると、女性23万円、男性30万円、男女間賃金格差（男性を100とした場合の女性の給与）は、76.4となっています。

【年齢階級別正規雇用比率（男女比較）】



資料：就業構造基本調査(令和4(2022)年)

【所定内給与額（鳥取県 男女比較）】



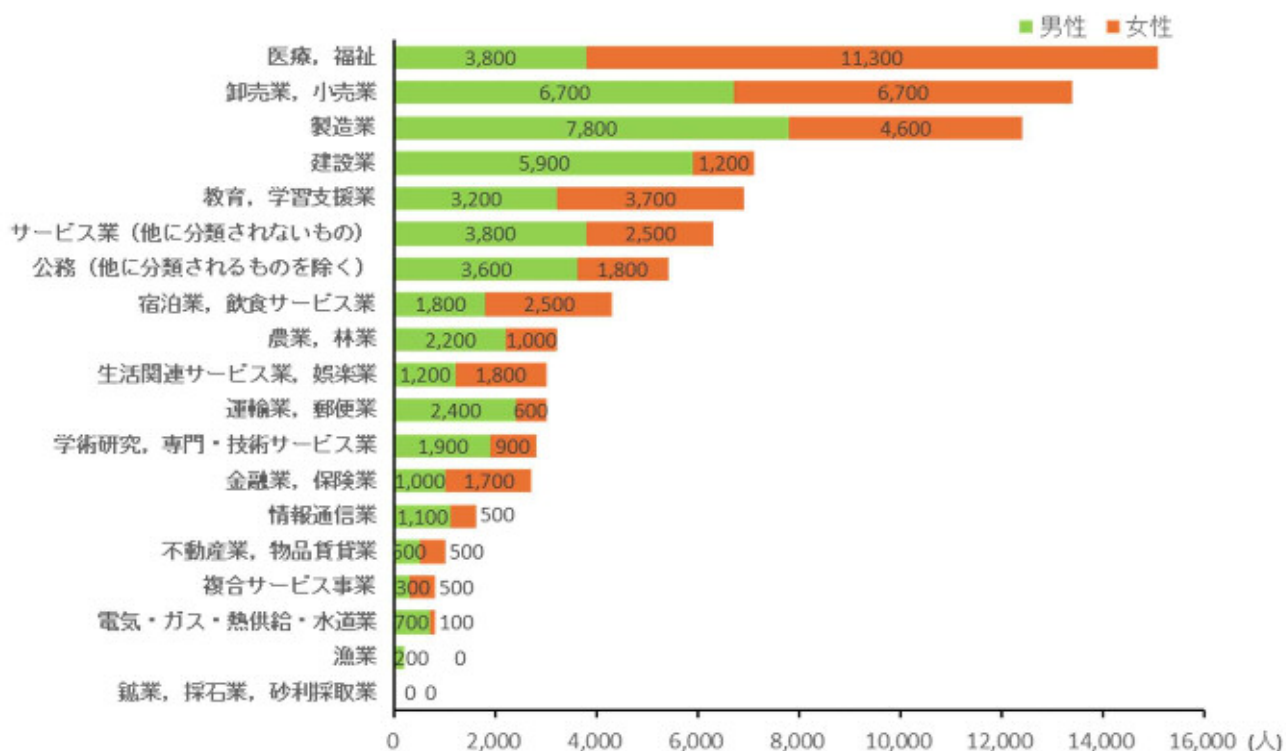
資料：賃金構造基本調査(令和6(2024)年)

※「所定内給与額」とは、「きまって支給する現金給与額」のうち、超過労働給与額(時間外勤務手当、深夜勤務手当、休日勤務手当、宿日直手当、交代手当)を差し引いた額。

(3) 就業構造

本市の15歳以上就業者数の男女比を産業大分類別で見ると、女性は「医療・福祉」「宿泊業、飲食サービス業」などが多く、「製造業」「建設業」などが少なくなっています。

【産業大分類別 15歳以上就業者数】



資料：就業構造基本調査（令和4（2022）年、分類不能の産業を除く）

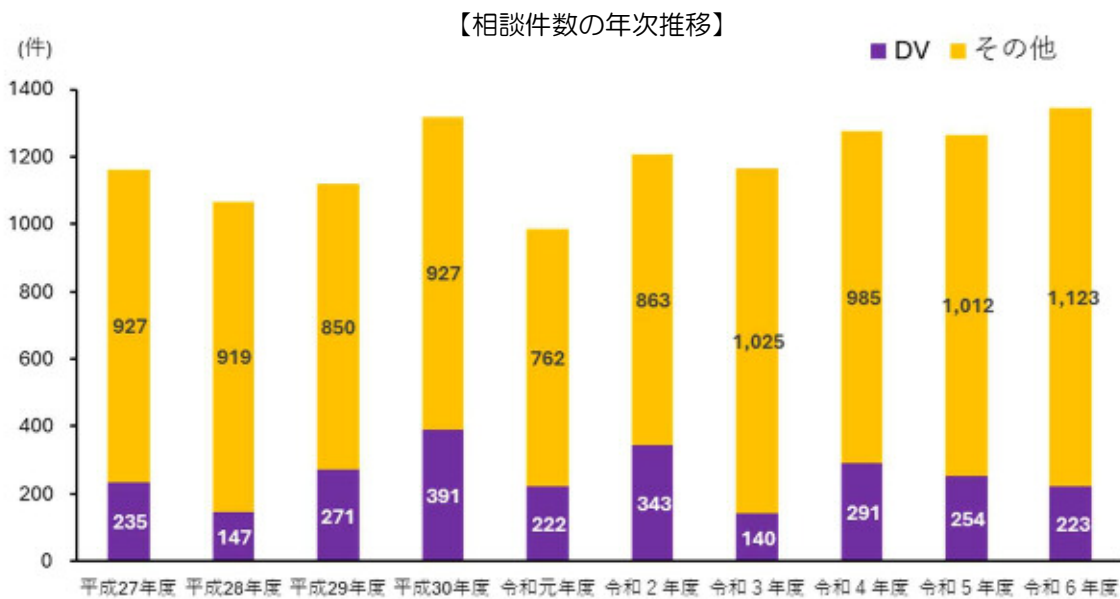
※ 漁業の女性は100人未満。

※ 鉱業、採石業、砂利採取業は該当数値なし。

3 女性相談の状況

DV など女性に対する暴力に関する相談件数は、近年は 200～300 件で横ばいです。また、女性からの育児や家庭内での困りごとなどに関する相談件数も年 1,000 件前後で横ばいの状況です。

相談の半数以上は電話によるものですが、面会による相談も一定数あります。面会は相談者の来所によるもののみではなく、職員が訪問等により相談を受ける場合もあります。相談者の年代は、20 歳代から 50 歳代までが多くを占めています。

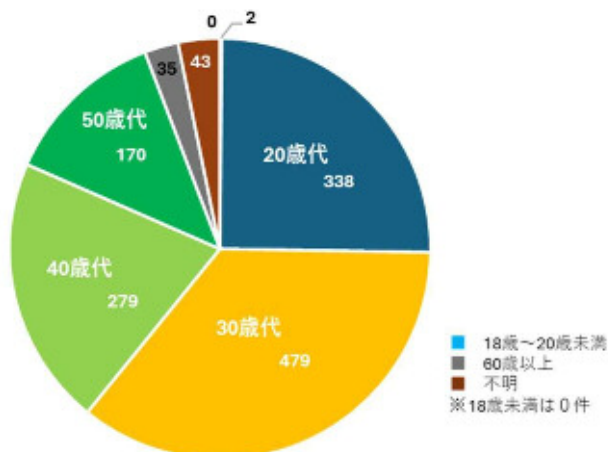


資料：家庭・女性相談の実績／鳥取市調べ

【相談方法等の内訳】 (件)

	来所	電話	巡回・出張	その他 (メール等)	計	DV相談	
						件数	割合
令和4年度	280	773	184	39	1,276	291	22.8%
令和5年度	290	825	148	3	1,266	254	20.1%
令和6年度	307	808	189	42	1,346	223	16.6%

【令和6年度 年代別相談件数】



第3章 意識調査の概要

1 調査の実施について

市民の男女共同参画に関する意識や、市内企業の男女共同参画の実態について把握し、課題や効果等について検証するとともに、今後の施策及び新たなプランの基礎資料とするため意識調査を実施しました。

◆男女共同参画に関する市民意識調査

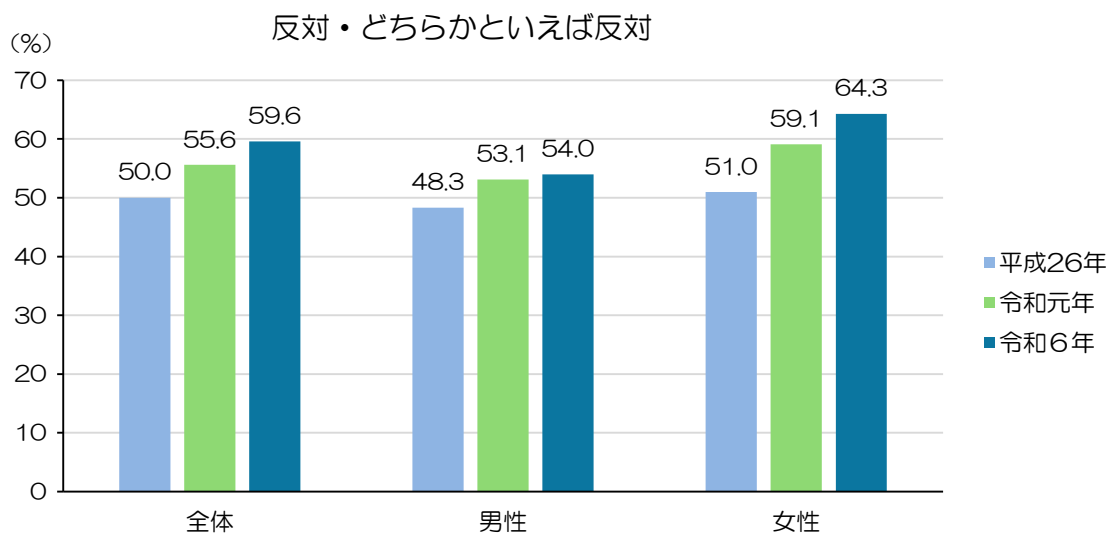
	平成 26 (2014) 年度	令和元 (2019) 年度	令和6 (2024) 年度
調査時期	11月～12月		
調査方法	郵送による配布、回収		郵送配布、郵送またはインターネット回答
調査対象	20歳以上の市民2,000人 (男女1,000人ずつ)	18歳以上の市民2,000人 (男女1,000人ずつ)	
対象者区分	20歳代、30歳代、40歳代、 50歳代、60歳代、70歳以上 (6区分)	10歳代、20歳代、30歳代、40歳代、 50歳代、60歳代、70歳以上 (7区分)	
回答者数	776人	709人	684人
回収率	38.8%	35.5%	34.2%

◆企業における男女共同参画に関する調査

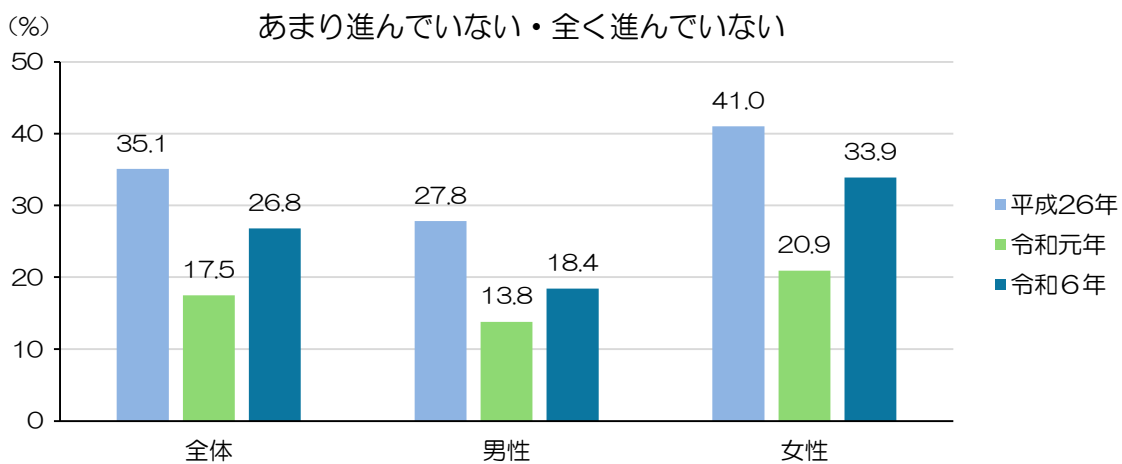
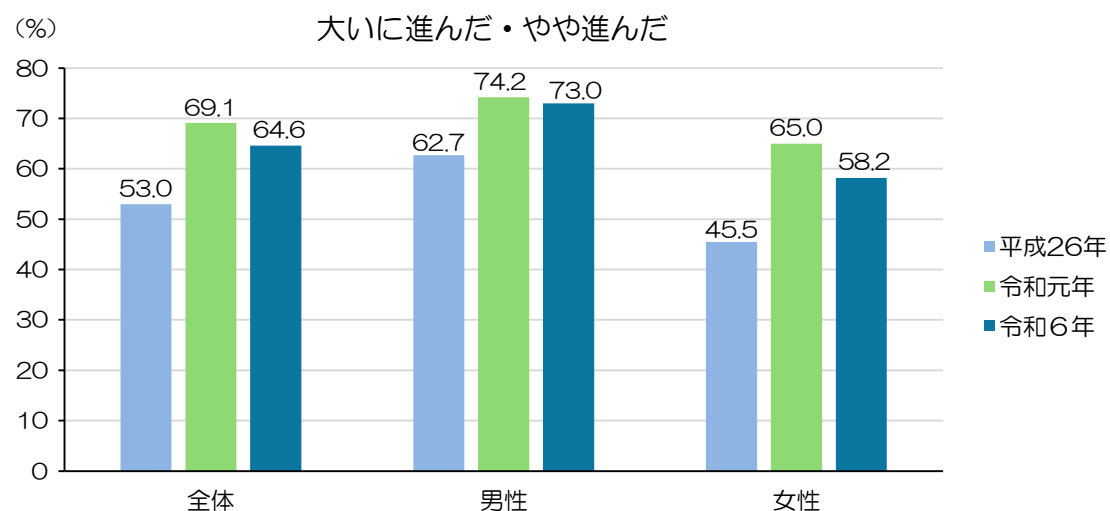
	平成 26 (2014) 年度	令和元 (2019) 年度	令和6 (2024) 年度
調査時期	11月～12月		
調査方法	郵送による配布、回収		郵送配布、郵送またはインターネット回答
調査対象	市内の常用雇用者10名以上の事業所500社		
	鳥取商工会議所の企業名簿 より無作為抽出	鳥取市に法人登録している企業より、 無作為抽出	
対象者区分	①建設業、②製造業、③電気・ガス・水道業、④運輸・通信業、 ⑤卸売・小売業・飲食業、⑥金融・保険業、⑦不動産業、⑧サービス業、その他		
回答者数	198社	194社	216社
回収率	39.6%	38.8%	43.2%

2 調査結果の主な内容について

◆ 固定的な性別役割分担について「男は仕事、女は家庭」という考え方について

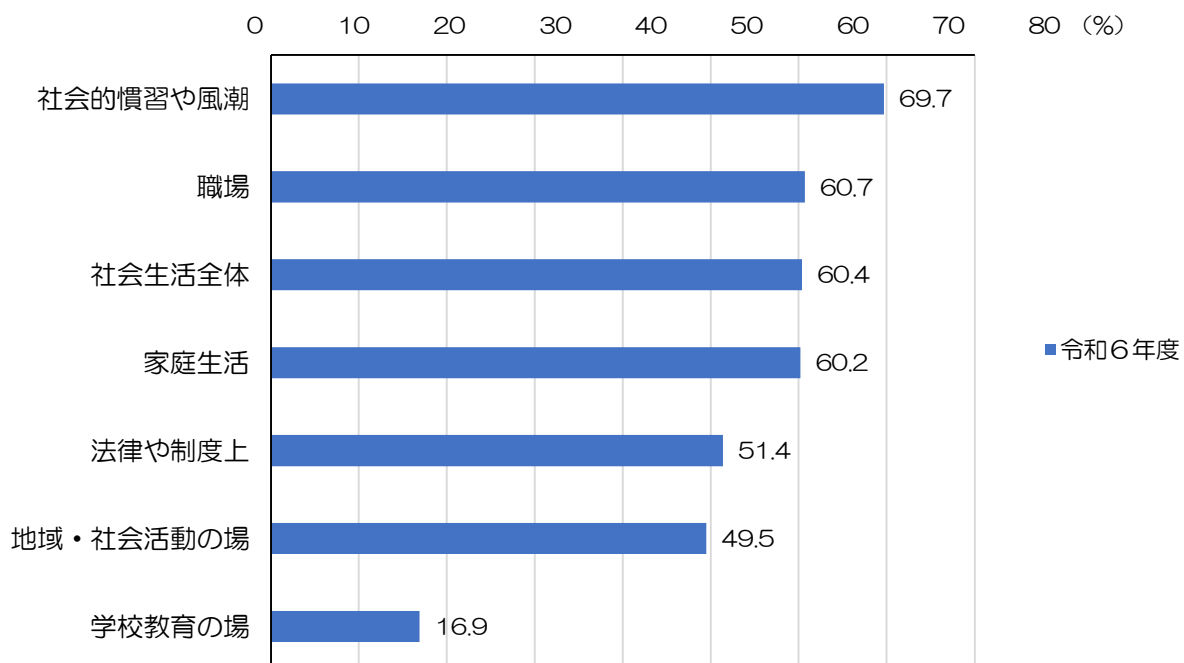


◆ 10年前に比べて男女平等が進んだと思いますか。



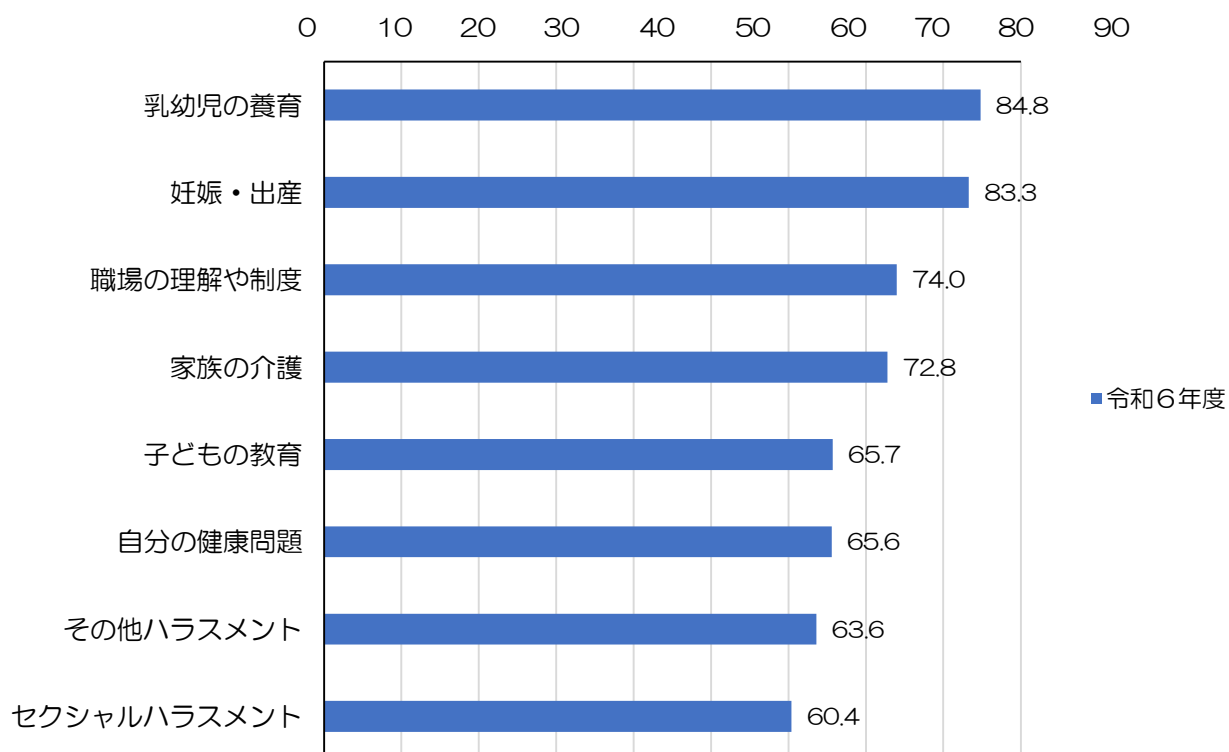
◆次の分野において、男女の地位が平等になっていると思いますか。

男性の方が非常に優遇されている・どちらかといえば男性が優遇されている

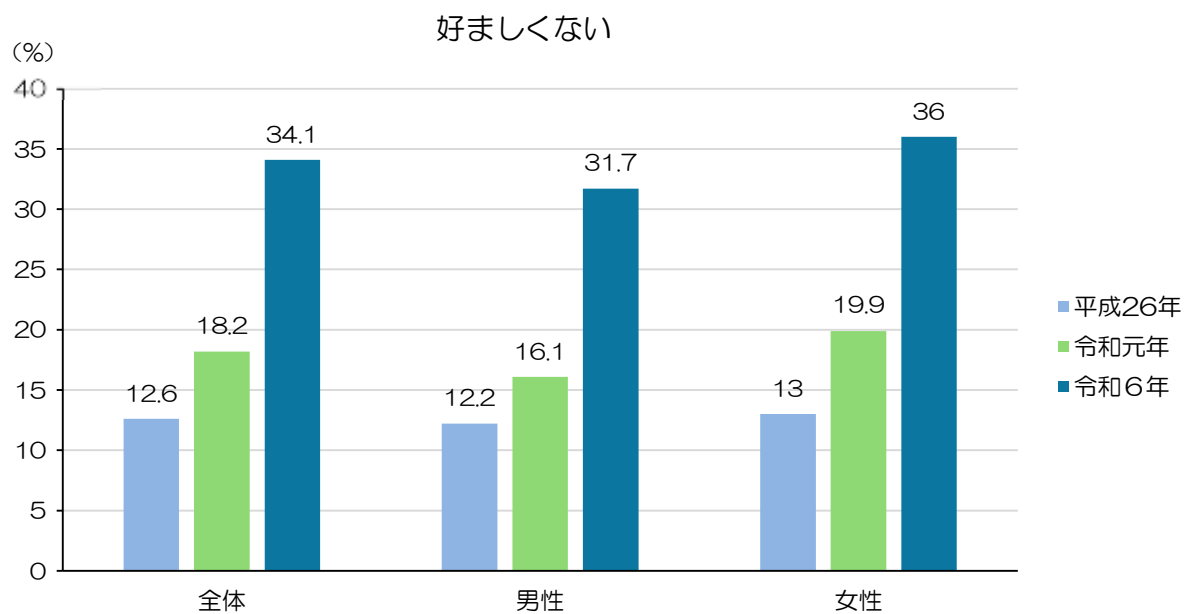


◆女性が仕事を続けていく上での支障としてどのようなことがあると思いますか。

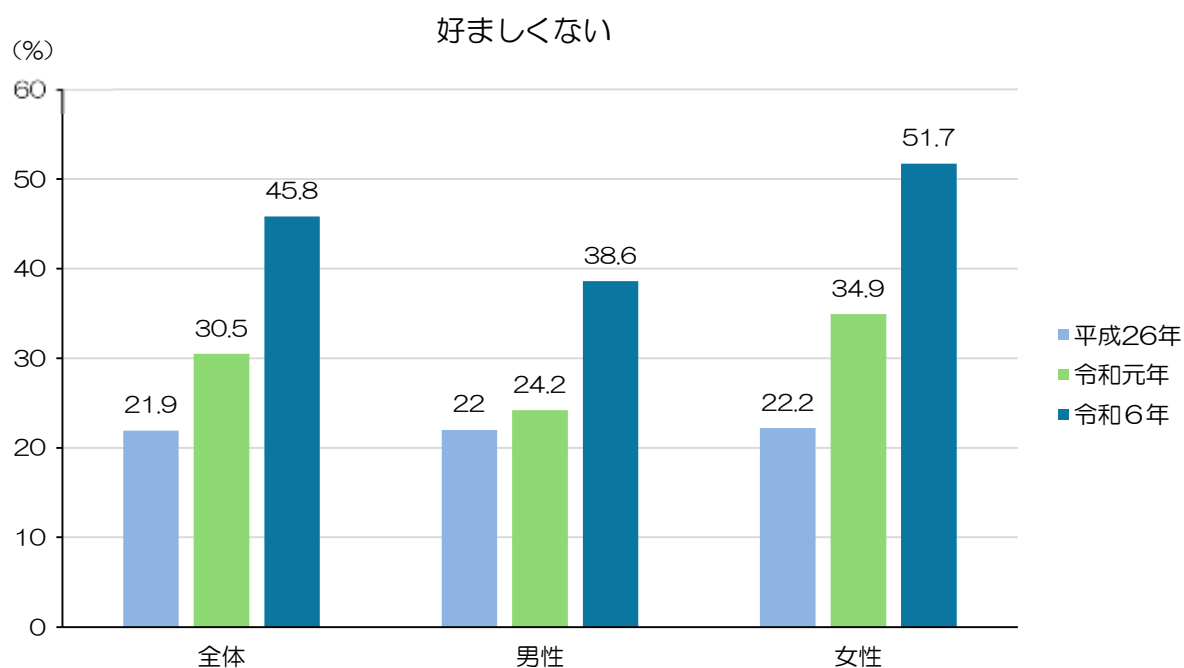
あてはまる・どちらかといえばあてはまる



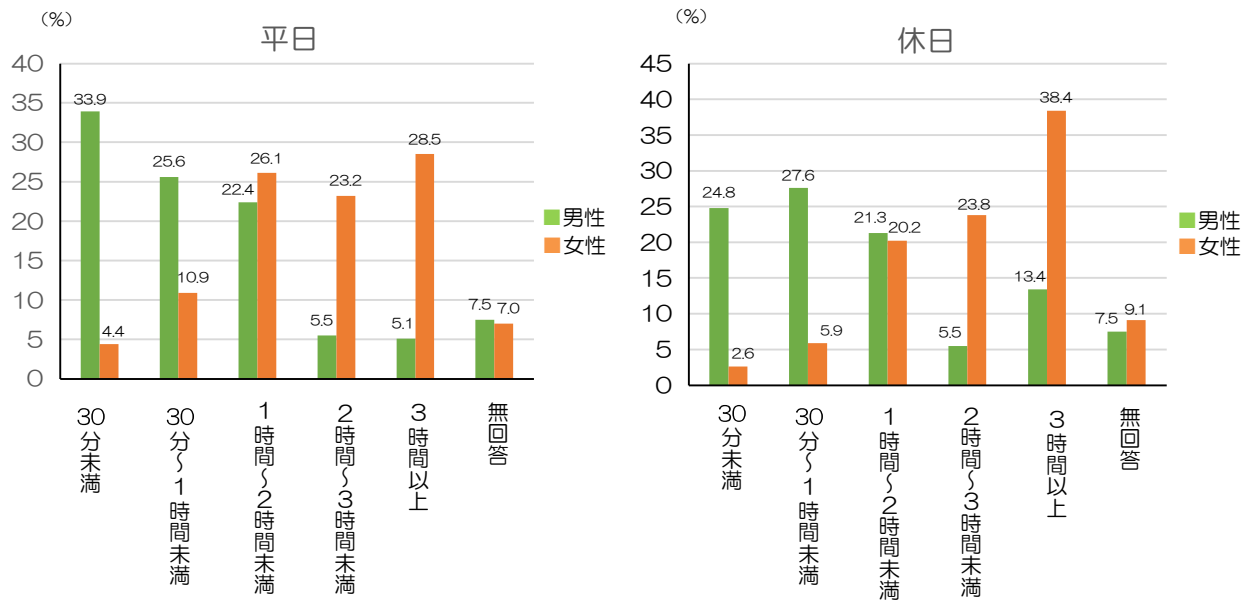
◆家族のなかで子育てを、主に女性が担うことについてどのように思いますか。



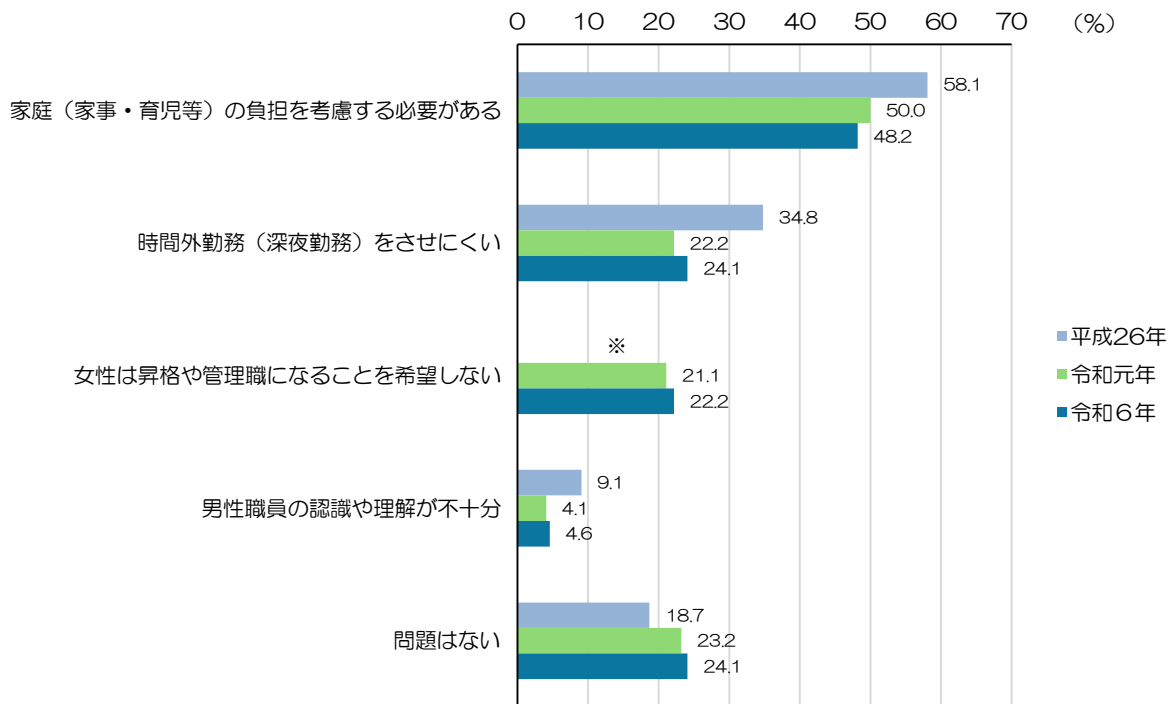
◆家族のなかで介護を、主に女性が担うことについてどのように思いますか。



◆家事・育児・介護をしている時間の合計（1日あたり）



◆女性の登用を推進するうえでの問題点について【企業】



※平成26年度の調査項目になかったため、数値なし

第4章 プランの基本的な考え方

1 基本理念

だれもが性別にかかわらず個人として尊重され、自らの意思に基づき、その個性や能力を十分に発揮できる「男女共同参画都市・とっとり」の実現を目指します。

2 施策体系

本プランでは、4つのテーマと10の目標を定め、基本理念の実現を目指します。

また、男女共同参画を推進するため重点的に取り組む項目を設定し、さまざまな課題に対応しながら、その取り組みを加速させます。

テーマ1 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり

【目標1】男女共同参画への理解促進

- 〈取組項目〉 (1) 男女共同参画に関する理解と共感を高めるための普及啓発活動の充実【重点項目】
(2) 男女共同参画に関する地域活動や社会活動をおこなっている団体への支援
(3) 男女共同参画の視点でのメディア・リテラシーの向上

【目標2】子どもの頃からジェンダー平等の推進

- 〈取組項目〉 (1) 家庭、学校、地域が連携し、固定的な性別役割分担意識にとらわれず個性を伸ばす施策の実施【重点項目】
(2) 子どもの頃から各世代にわたってのジェンダー平等を推進する教育・学習の実施【重点項目】

テーマ2 性別にかかわらず誰もが活躍できる環境づくり

… 「女性活躍推進法」に定める市町村推進計画

【目標3】働く場における女性の活躍推進

- 〈取組項目〉 (1) 性別にかかわらず育児や介護をはじめとするライフステージに応じた仕事と生活の調和に向けた取組の推進【重点項目】
(2) 意思決定層への女性の参画拡大【重点項目】
(3) 雇用の分野における男女の機会の均等と待遇の確保
(4) 農林水産業や商工業等に女性が参画しやすい環境の整備

【目標4】地域・社会活動における男女共同参画の推進

- 〈取組項目〉 (1) 議会や審議会等の政策・方針決定過程における女性の参画の推進
(2) 性別にかかわらず地域・社会活動に参画できる機会の確保

テーマ3 ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶

… 「DV防止法」に定める市町村基本計画

【目標5】ジェンダーに基づく暴力の発生を防ぐ環境整備

- 《取組項目》 (1) DV や性暴力等を許さない環境整備 **【重点項目】**
(2) 暴力の防止に向けた関係機関との連携

【目標6】被害者に対する支援の推進

- 《取組項目》 (1) 被害者の保護と安全の確保 **【重点項目】**
(2) 被害者の自立支援の充実
(3) 心理的虐待や暴力を受けている子どもへの支援の充実
(4) DV 防止に向けた推進体制の強化

テーマ4 安全・安心に暮らせる社会づくり

【目標7】乳幼児から高齢者まで健康で豊かな生活を送るための支援

- 《取組項目》 (1) 生涯を通しての健康づくり
(2) 地域包括ケアシステムの充実

【目標8】だれもが安心して暮らせるまちづくり

- 《取組項目》 (1) 高齢者・子ども・障がい者・生活困窮者・外国人住民等への支援
(2) 性の多様性に関する理解促進

【目標9】困難な問題を抱える女性への支援 … 「女性支援法」に定める市町村基本計画

- 《取組項目》 (1) 早期把握、相談・支援体制の強化
(2) 庁内関係部署や他機関等との連携・協働による支援の充実
(3) 生活再建、自立支援の充実

【目標10】男女共同参画の視点に立った防災活動の推進

- 《取組項目》 (1) 防災に関する政策及び方針決定過程における女性参画の推進
(2) 女性の視点を取り入れた災害対応力の強化 **【重点項目】**

3 各テーマの目標

テーマ1 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり

男女共同参画社会の実現に向け、男女双方の意識改革と男女共同参画に関する理解の促進を図ります。また、人々の意識形成に大きな影響力をもつ幼少期からのジェンダー平等に関する教育・学習を推進します。

【目標1】 男女共同参画への理解促進

意識調査の結果を見ると、本市では、「男は仕事、女は家庭」という考え方（以下「固定的な性別役割分担意識」といいます。）について、反対意見が、10年前から9.6ポイント増え59.6%となり、一定の成果は見えますが、依然として女性に比べて男性の割合が低い状況が続いています。また、男女の地位について、半数以上の人々が、社会的慣習や風潮、職場、家庭生活などにおいて、男性の方が優遇されていると感じています。（P.14 参照）

男女双方の意識改革を促進するためには、幅広い世代への男女共同参画に関する普及啓発活動を促進していくことが必要です。普及啓発活動を進める上で有効となるメディアを使った情報提供や啓発にあたっては、情報を受ける側がメディア（テレビ、新聞、インターネット等）からの情報をしっかりと見極めて、使いこなす能力（メディアリテラシー※1）を身につけることも必要です。

このため、だれもが性別にかかわらず個人として尊重され、自らの意思に基づき、その個性や能力を十分に発揮できる社会の実現に向けて、男女共同参画への理解と共感を高めるための普及啓発活動の充実、活動団体の支援、メディア・リテラシーの向上に取り組めます。

※1 メディアの情報を主体的に読み解く能力、メディアにアクセスし活用する能力、メディアを通じコミュニケーションする能力の3つを構成要素とする複合的な能力のこと。

【目標2】 子どもの頃からのジェンダー平等の推進

ジェンダー（gender）は、一般的に社会的性別とも言われ、生物学的な性別に対して、「男らしさ」や「女らしさ」についてのイメージや意識、考え方のことを指します。これは、服装や髪形などのファッションから、言葉遣い、職業選択、家庭や職場での役割や責任の分担にも及び、さらに、人の心の在り方や、コミュニケーションの仕方にまで反映されます。

固定的な性別役割分担意識や、自分では気づいていない物事の捉え方や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）などは、これまでの環境、経験、見聞きした情報などにより生み出され、性別にかかわらず誰にでもありうるものです。

これらの解消のため、家庭、学校、地域が連携し、固定的な性別役割分担意識にとらわれず個性を伸ばす施策を推進するとともに、子どもの頃から各世代にわたってのジェンダー平等を推進する教育・学習を実施します。

テーマ2 性別にかかわらず誰もが活躍できる環境づくり

…「女性活躍推進法」に定める市町村推進計画

性別にかかわらずだれもが個性や能力を十分に発揮できる社会の実現に向け、あらゆる分野においてだれもが活躍できる環境づくりを推進します。また、働く場のみならず地域活動や社会活動においても男女共同参画の視点を反映する施策を推進します。

【目標3】 働く場における女性の活躍推進

人口減少や世帯構成の変化が進む中、働き方や暮らし方、家族のあり方も多様化しています。年齢階級別有業率を見ても、本市は共働き世帯が多く女性の有業率が高い状況にあります。また、意識調査の結果を見ると、子育てや介護は女性の役割だと考える人の割合は男女ともに高く、家事・育児・介護をしている時間は、男性より女性のほうが圧倒的に多い状況です。（P. 16 参照）

仕事のみを優先した生き方や、長時間労働等を前提とした働き方は、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現を阻むものです。育児や介護をはじめとするライフステージに応じたワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組やハラスメント防止の取組を推進し、多様で柔軟な働き方の実現や、男女の均等な機会及び待遇の確保等を行うことは、男性も含めた全ての人の就業環境の改善にもつながり、女性も男性も暮らしやすい多様な幸せ（well-being）を実現する社会形成に資するものです。

このため、ライフステージに応じた多様で柔軟な働き方の実現や、意思決定層への女性の参画拡大など、だれもが活躍できる職場環境づくりに取り組みます。

【目標4】 地域・社会活動における男女共同参画の推進

女性や若者に選ばれる地域づくりを進めるためには、様々な場面で固定的な性別役割分担意識の解消や、様々な活動に多様な人材が参画することのできる環境が必要です。

本市においても、各地域の実態や課題、住民ニーズに応じて、それぞれの地域にあった住民主体のまちづくり事業を展開していく必要がありますが、事業展開にあたり、性別にかかわらず、多様な住民が地域活動へ参画することやリーダーとして女性が参画することは、異なる視点による課題解決や社会的な公平性の向上など、住民主体のまちづくりの活性化や持続可能なまちづくりを進める上で大切です。

このため、多様な主体※1が連携・協働しながら地域の課題を解決できるよう、地域における政策・方針決定過程への女性の参画拡大や、性別に関係なく地域活動や社会活動に参画できる環境づくりなど、男女共同参画の視点を反映する取組を推進します。

※1 鳥取市自治基本条例における市民及び市のこと。「市民」とは、市内に在住する人、市内で働き、若しくは学ぶ人または市内において事業若しくは活動を行う団体をいい、「市」とは議会及び執行機関をいう。

テーマ3 ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶

…「DV防止法」に定める市町村基本計画

ジェンダーに基づくあらゆる暴力のない社会の実現に向け、だれもが、加害者にならない、被害者にならない、傍観者にならないための教育や啓発による環境整備、被害者の早期発見及び安全・安心な生活などを確保するための自立支援、市の各部署及び関係機関による支援体制の強化を推進します。

【目標5】 ジェンダーに基づく暴力の発生を防ぐ環境整備

DV などジェンダーに基づく暴力は、配偶者や交際相手など親密な関係者間でおきる暴力であり、暴力の形態には、殴ったりけったりといった身体的なもののほか、相手の心を傷つけるような言動による精神的なもの、性的行為や中絶の強要などの性的なものがあります。また、同性間、性的マイノリティ、障がい者、外国人の被害者、デートDV※1、SNS※2を通じた嫌がらせなど被害が多様化している現状があります。

配偶者からの暴力は家庭内で行われるため潜在化しやすく、「家の中のもめごと」とされがちであること、また、精神的な暴力などはDVとして認識されにくく、加害者に罪の意識が薄い傾向にあるため被害が深刻化する恐れがあります。暴力を生み出す背景には、配偶者間の暴力はある程度は仕方ないといった社会通念や男女の社会的地位、経済力の格差、固定的な性別役割分担意識など、社会的・構造的問題があると言われています。

被害者は、「逃げたら殺されるかもしれない」という強い恐怖感をはじめ、無力感、「暴力をふるうのは愛してくれているから」などの複雑な心理、経済的問題、子どもの安全や就学などの問題、仕事や人間関係など失うものが大きいといった背景により、加害者から逃げるのが困難な場合もあるため、早期の気づきや相談につなげる必要があります。

DV のない社会を実現するためには、DV に関する正しい理解を深め、重大な人権侵害であることの認識を深めるための教育や啓発を推進し、DV を根絶する意識を醸成することが必要です。

本市においては、DV など女性に対する暴力に関する相談件数は、令和2年をピークに一旦減少したものの、令和4年に再び増加し、横ばい状態です。（P.11 参照）

※1 結婚していない親密な男女間での身体への暴力、言葉や態度による暴力のことを、配偶者からの暴力と区別して、一般的にデートDVと呼ばれている。婚姻関係があるかないかの違いだけで、暴力が起こるしくみもDVと同じ。

※2 「ソーシャル・ネットワーキング・サービス」の略で、インターネット上で人々が互いにつながり、文章、写真、動画などを共有・発信して交流できるサービス。

このため、その根絶に向けて国・県・警察など関係機関及び地域と連携した取組を進めるとともに、支援関係者が被害者に配慮した対応ができるよう、DV に対する理解を深めていきます。DV 被害者を発見した場合の通報等について広く周知するなど、だれもが、加害者にならない、被害者にならない、傍観者にならないための教育や啓発を推進します。

【目標6】 被害者に対する支援の推進

本市では DV に対して、各種相談窓口や医療機関、保育所、乳幼児健診等で早期発見に努めています。しかし、DV の被害は個別のケースごとに複雑で、被害者が安心して自立できる生活を送るために、関係機関の連携強化が必要です。

被害者は加害者から逃れるため、住む場所や仕事、学校など環境の大きな変化を余儀なくされることがあります。被害者の自立に当たっては、安心して生活し、仕事や学業に就ける環境・基盤の確保に向けて、総合的かつ長期的な支援を行います。また、暴力は被害者へ身体のみならず精神的なダメージも与えることが多く、その回復には長い時間を要します。被害者が、心身の健康を取り戻し、安全・安心に自立していくための継続的な支援が必要です。

支援に当たっては、被害者の安全・安心の確保を優先しつつ、適切な情報提供と助言を行い、自己決定を尊重します。また、支援する側の安全の確保、支援者自身の心のケアにも配慮します。

暴力は、配偶者だけでなく、子どもなど同伴家族にも及ぶことがあります。また、暴力を目にすることは同伴家族への心理的虐待にもあたります。こども家庭センターにおいては、DV のある家庭の特徴や加害者による支配の仕組みを理解したうえで、児童虐待等の早期発見に努めます。児童虐待等が疑われる場合は、同伴家族の安全確保に向け、被害者の意向を尊重しつつ、鳥取県福祉相談センターなどの関係機関と迅速に連携し、早期支援につなげます。DV のある家庭の子どもは、心理的虐待などにより精神的に不安定になり、被害者である親との親子関係が困難になることがあるため、関係機関が連携し、避難後の子育て支援や子どもの心理面の回復支援を行います。

市のあらゆる窓口及び相談機関や保育所・医療機関、乳幼児健診等での早期発見に努め、鳥取県配偶者暴力相談支援センターなどの関係機関等と連携し、個人情報 の 厳 格 な 管 理 を 徹 底 し つ つ、支 援 に つ な げ ま す。

DV に関する支援は多くの関係部署、関係機関が密に連携して実施する必要があります。県をはじめ各分野の関係機関、警察、民間支援団体等との連携・協働を深め、DV 防止に向けた推進体制の強化を図ります。

テーマ4 安全・安心に暮らせる社会づくり

だれもが安全・安心に暮らせる社会の実現に向け、男女共同参画の視点に立ち、だれもが健康で豊かに暮らせる環境づくりを推進します。また、障がいがあること、外国人であること、性的マイノリティであること等に加え、女性であることで更に複合的に困難な状況に置かれている場合があることに留意し、多様性を尊重し、自分らしく生きられる環境づくりを推進します。

【目標7】乳幼児から高齢者まで健康で豊かな生活を送るための支援

男女がお互いの身体的特性を十分に理解し合い、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりを持って生きていくことは、女性も男性も暮らしやすい多様な幸せ（well-being）を実現する男女共同参画社会の形成にあたっての前提となるものです。

特に、女性の心身の状態は、年代や月経・妊娠・閉経等に伴う内分泌環境の変化によって大きく変化するという特性があり、性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ※1）の視点が重要です。また、性別を問わず、適切な時期に、性や健康に関する正しい知識を持ち、妊娠・出産を含めたライフデザイン（将来設計）や将来の健康を考えて健康管理を行うプレコンセプションケア※2に関する理解やそれぞれの特性に応じた支援が求められています。

このため、本市では安心して妊娠・出産・子育てができるための切れ目のない支援や、ライフステージに応じた女性特有の健康づくりを推進する必要があります。

さらに、だれもが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることが出来るよう、健康寿命の延伸に向けた取組や、医療、介護、生活支援などの包括的な支援・サービス提供体制（地域包括ケアシステム）の充実・強化に向けた取組を推進します。

※1 平成6（1994）年 国際人口/開発会議で採択された「行動計画」において提唱された概念。平成6（1994）年 国際人口/開発会議で採択された「行動計画」において提唱された概念。性と生殖に関する健康（リプロダクティブ・ヘルス）とは、人間の生殖システム、その機能と（活動）過程の全ての側面において、単に疾病、障がいがないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあること。また、性と生殖に関する権利（リプロダクティブ・ライツ）は、全てのカップルと個人が自分たちの子どもの数、出産間隔、並びに最高水準の性に関する健康及び性と生殖に関する健康（リプロダクティブ・ヘルス）を得る権利のこと。

※2 毎日を健康的に過ごし、ライフイベントに直面した際にさまざまな選択肢を増やすためのヘルスケア。コンセプション（Conception）とは受胎や妊娠を指すが、プレコンセプションケア（Preconception care）は将来、子どもを希望するかどうかにかかわらず、思春期以降のあらゆる方に必要なケア。

【目標8】 だれもが安心して暮らせるまちづくり

超高齢社会と世帯の単独化など人口動態や世帯構成の変化、社会的孤立やひきこもり、生活困窮など、個人や世帯の抱える生活課題は複雑化し、さらに外国人住民の増加に伴う社会的ニーズ※1も多様化しています。また、多様な性※2について正しい知識がないため、当事者は生きづらさを感じ周囲の人たちも対応に困ることがあります。

本市においても、高齢者や子ども、障がい者、生活困窮者、ひとり親家庭、外国人住民等が安心して暮らすことが出来るよう支援を行う必要があります。また、性的マイノリティ（LGBTQ+※3）であることを理由に困難な状況に置かれている人への偏見や差別をなくし、だれもが暮らしやすい多様な幸せ（well-being）を実現する社会づくりをめざすうえでも重要です。

このため、各種支援事業や福祉サービス、自立支援などを行うとともに、性的マイノリティについて正しい知識を持つ理解者を増やす取組を行います。

【目標9】 困難な問題を抱える女性への支援 …「女性支援法」に定める市町村基本計画

女性支援法では、「困難な問題を抱える女性」とは、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む。）と定義されています。

女性支援法は、女性が、女性であることにより、性暴力や性的虐待、性的搾取等の性的な被害により遭遇しやすい状況にあることや、予期せぬ妊娠等の女性特有の問題が存在することの他、不安定な就労状況や経済的困窮、孤独・孤立などの社会経済的困難等に陥るおそれがあること等を前提とされており、このような問題意識のもと、女性支援法が定義する状況に当てはまる女性であれば年齢、障がいの有無、国籍等を問わず支援の対象となります。

また、性自認が女性であるトランスジェンダーの者については、トランスジェンダーであることに起因する人権侵害・差別により直面する困難に配慮し、その状況や相談内容、支援対象者本人の希望を踏まえ、他の支援対象者にも配慮しつつ、関係機関等とも連携して、可能な支援を検討することが必要です。

※1 日本語教育の充実や多言語化による外国人住民とのコミュニケーション支援、居住・教育・労働・防災など日常生活における支援、また、外国人住民への理解を深める意識啓発など、様々な分野において必要なこと。

※2 性のあり方には、身体の性以外にも様々な要素があり、大きく4つの要素（身体の性別、性自認、性的指向、表現する性別）から成り立っている。その組み合わせによって様々なセクシュアリティ（性のあり方）が形作られており、性的マイノリティ（LGBTQ+）や性的指向と性自認（SOGI「ソジ」）などの用語がある。

※3 性的指向（Lesbian 女性の同性愛者、Gay 男性の同性愛者、Bisexual 両性愛者）や、性自認（Transgender 身体の性）と「心の性」が一致しない人）、Questioning（性のあり方が典型的ではない人、あるいは決めていない人）、Queer（性的マイノリティを包括して捉える言葉）、+（LGBTQに当てはまらない多様な性の表現）の頭文字を組み合わせた言葉。

このため、困難な問題を抱える女性の支援に必要となる、母子福祉、障がい者福祉、高齢者福祉、生活困窮者等の実施主体であり、支援の主体であることから、関係部署はもとより、幅広い部署がそれぞれに主体性を発揮し、相互に連携のうえ、支援対象者が必要とする支援を包括的に提供します。また、必要に応じて、県や他の市町村、関係機関等と連携して支援を行うなど、関係機関等との緊密な連携を図ります。

困難な問題を抱える女性への相談窓口の周知等に努めるとともに、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間団体と協働して女性支援を積極的に担うことに努めます。

【目標10】 男女共同参画の視点に立った防災活動の推進

日本各地で地震や台風などの大規模な自然災害が頻発しているなか、災害は、地震などの自然要因と、それを受け止める側の社会の在り方（社会要因）により、その被害の大きさが決まってくると言われています。被害を小さくするためには、社会要因による災害時の困難を最小限にする取組が重要です。

東日本大震災・能登半島地震等、過去の災害経験によると、大規模災害においては、特に女性や子ども、脆弱な状況にある人々がより多くの影響を受けることが指摘されています。本市の人口の半数超は女性であり、女性と男性が災害から受ける影響の違いなどに十分に配慮された男女共同参画の視点からの防災活動は、災害に強いまちづくりの実現に必要です。

本市においても、防災に関する平常時の備えや避難生活、復旧・復興など、各段階において、女性も主体的な担い手であることを認識し、防災・復興の取組を進め、地域の災害対応力の強化を図る必要があります。

このため、市民や地域、各関係機関が連携し、災害から自らの生命と財産を守る地域づくりを進めるとともに、その過程において、女性の視点も取り入れた取組を推進します。

第5章 プランの展開

テーマ1 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり

【目標1】男女共同参画への理解促進

《取組項目》

(1) 男女共同参画に関する理解と共感を高めるための普及啓発活動の充実【重点項目】

具体的な取組	内容	担当課
鳥取市男女共同参画センター「輝なんせ鳥取」講座や情報提供の充実及びセンターの機能強化	男女共同参画に関する理解と共感を高めるため、ニーズに沿った講座の開催による啓発促進や、図書の貸し出しなどによる情報提供の充実を図ります。また、国が策定する「男女共同参画センターにおける業務及び運営についてのガイドライン」を踏まえ、センターの機能強化を図ります。	男女共同参画センター
若い世代へ向けた普及啓発の促進	男女共同参画社会の実現に向けて若い世代の意見を取り入れるとともに、学生などの集まる場において啓発活動を行い、男女共同参画の意識啓発を図ります。	男女共同参画課 政策企画課

(2) 男女共同参画に関する地域活動や社会活動をおこなっている団体への支援

具体的な取組	内容	担当課
男女共同参画の視点に立った研修等、普及・啓発活動を行う団体等への支援	男女共同参画の視点に立った研修や普及・啓発活動を行う団体等への支援を行います。	男女共同参画課 男女共同参画センター

(3) 男女共同参画の視点でのメディア・リテラシーの向上

具体的な取組	内容	担当課
メディア・リテラシーに関する広報及び啓発の推進	学校教育や社会教育を通じて、インターネットを始め、さまざまなメディアが社会や生活に及ぼす影響を理解し、情報の正・誤を見極めて活用できる能力の育成を図ります。	総合教育センター 生涯学習・スポーツ課

【目標2】子どもの頃からのジェンダー平等の推進

《取組項目》

(1) 家庭、学校、地域が連携し、固定的な性別役割分担意識にとらわれず個性を伸ばす施策の実施【重点項目】

具体的な取組	内 容	担当課
園児や児童等の保護者に対する意識啓発	男女共同参画の視点に立った家庭教育及び学習を推進するため、あらゆる機会を通じて、園児や児童の保護者に対する意識醸成を図ります。	幼児保育課 総合教育センター 生涯学習・スポーツ課

(2) 子どもの頃から各世代にわたってのジェンダー平等を推進する教育・学習の実施【重点項目】

具体的な取組	内 容	担当課
小・中学校等における人権学習の充実	小・中学校等において、人権尊重を基盤とする男女平等意識の形成に向けた教育・学習を推進します。	総合教育センター
麒麟のまちアカデミーにおける講座の充実	家庭、学校、地域など社会全体で、性別による固定的役割分担意識の解消に向けた取組を推進するため、ジェンダー平等推進に向けた講座を実施します。	生涯学習・スポーツ課
鳥取市男女共同参画センター「輝なんせ鳥取」講座や情報提供の充実	ジェンダー平等への理解と共感を高めるため、ニーズに沿った講座の開催による啓発促進や、図書の貸し出しなどによる情報提供の充実を図ります。	男女共同参画センター

テーマ2 性別にかかわらず誰もが活躍できる環境づくり

…「女性活躍推進法」に定める市町村推進計画

【目標3】働く場における女性の活躍推進

《取組項目》

(1) 性別にかかわらず育児や介護をはじめとするライフステージに応じた仕事と生活の調和に向けた取組の推進【重点項目】

具体的な取組	内容	担当課
働きやすい職場環境づくりに積極的に取り組んでいる企業のPR	鳥取市男女共同参画かがやき企業など、男女共同参画や女性の活躍推進に理解と意欲があり、ハラスメントの防止等働きやすい職場環境づくりに、進んだ取組を行っている市内の企業を積極的にPRします。	男女共同参画課
働きやすい職場環境の推進	働き方の見直しによる長時間労働の抑制、年次有給休暇の取得促進、各種休暇制度の充実、非正規労働者の待遇改善など、鳥取商工会議所や商工会などと連携し、働きやすい職場環境づくりのための啓発を行います。	経済・雇用戦略課
本市の事業主行動計画※1を策定し、育児や介護を行う職員を支援する取組の推進	男女に関係なく、仕事と家庭生活の両立を図りながら、職員一人ひとりの能力を最大限に発揮できる働きやすい職場環境の整備を推進します。	職員課
男性の家事・育児・介護への参画に向けた意識の醸成を図る取組の推進	男性が家事・育児・介護へ積極的に参画している体験記や、市内企業における先進事例や好事例などを広く紹介し、働きやすい職場づくりにつなげる取組を推進します。	男女共同参画課

(2) 意思決定層への女性の参画拡大【重点項目】

具体的な取組	内容	担当課
女性が活躍できる職場環境づくり	鳥取商工会議所や商工会などと連携し、市内企業等に対して、健康上の特性に配慮した働き方の推進やキャリア形成などについて、積極的に取組を推進します。	経済・雇用戦略課
本市の事業主行動計画を策定し、女性職員の管理職への積極的な登用	多様な視点が活かされる組織を実現するため、早期からの人材育成と計画的な登用を進め、女性職員の管理職登用を積極的に推進します。	職員課

※1 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づき、事業主（民間事業者及び国・地方公共団体等）は、各職場における女性の活躍に関する状況を把握し、課題を分析した上で、その課題解決に必要な取組を「事業主行動計画」に定め、実行していくこととなっている。国及び地方公共団体等は、特定事業主として行動計画を策定し、その取組が、公的部門として一般事業主（民間事業者）の取組を率先垂範することとなっている。

(3) 雇用の分野における男女の機会の均等と待遇の確保

具体的な取組	内 容	担当課
多様で柔軟な働き方を選択できる社会の実現に向けた啓発の推進	一人ひとりが経済的に自立し、自分らしい生き方を実現できるよう、雇用や就業機会の拡大、さらには起業への挑戦を含め、多様な生き方を支える支援を推進します。	経済・雇用戦略課

(4) 農林水産業や商工業等に女性が参画しやすい環境の整備

具体的な取組	内 容	担当課
女性が働きやすい環境づくりや事業展開への支援	女性が働きやすい作業環境や使いやすく作業効率が向上する設備の導入に必要な支援を行います。また、 <u>スマート技術※1</u> 等を活用し、女性の一次産業への参画を推進します。	企業立地・支援課 農政企画課 林務水産課 農業委員会事務局

【目標4】 地域・社会活動における男女共同参画の推進

《取組項目》

(1) 議会や審議会等の政策・方針決定過程における女性の参画の推進

具体的な取組	内 容	担当課
議会に対する女性の関心を高め参画できる機会の確保	議会や市政に対して関心を持ち、女性の参画を進めるため、市民を対象とした「議会報告会」への女性の参加を促します。	市議会事務局
市の政策・方針決定過程への女性の参画機会の確保	市政に多様な考え方を反映するため、市の審議会の委員等における女性登用率について目標設定するとともに、「女性人材バンク」などを活用し、さまざまな分野からの参画を促進します。	職員課 男女共同参画課

(2) 性別にかかわらず地域・社会活動に参画できる機会の確保

具体的な取組	内 容	担当課
地区公民館を活用した男女共同参画研修等の実施	男女共同参画の推進及び、地域における政策・方針決定過程への女性の参画拡大を図るため、地区公民館を活用し研修等を実施します。	協働推進課

※1 ロボット技術や ICT(情報通信技術)、AI(人工知能)や IOT(モノのインターネット)等の先端技術を活用し、省力化や生産物等の品質向上を可能にする技術。

テーマ3 ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶

…「DV防止法」に定める市町村基本計画

【目標5】ジェンダーに基づく暴力の発生を防ぐ環境整備

《取組項目》

(1) DV や性暴力等を許さない環境整備【重点項目】

具体的な取組	内 容	担当課
DV や性暴力等への対策に関する啓発や、若い世代を対象としたDVに関する啓発講座の実施	ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶に向けて、正しい知識の普及や啓発を行います。また、将来にわたってDV（デートDVを含む）の加害者にも被害者にもならないために、若い世代やその保護者を対象に、DVに関する正しい知識や人権を尊重した関係について学ぶための講座を実施します。	人権推進課 男女共同参画課 男女共同参画センター

(2) 暴力の防止に向けた関係機関との連携

具体的な取組	内 容	担当課
ジェンダーに基づくあらゆる暴力の防止に向けた、国・県・警察など関係機関及び地域との連携	国が示した「性犯罪・性暴力対策の更なる強化の方針」に基づき、県や警察など関係機関及び地域と連携した取組を進めます。	男女共同参画課 協働推進課 こども家庭センター 総合教育センター 男女共同参画センター

【目標6】被害者に対する支援の推進

《取組項目》

(1) 被害者の保護と安全の確保【重点項目】

具体的な取組	内 容	担当課
被害者の早期発見・早期支援	DV 被害者等の支援措置について、関係機関と連携し、必要な方への早期支援を図ります。また、関係各課へ迅速に情報を共有するとともに管理の徹底を図ります。	市民課 こども家庭センター
被害者が安心して相談できる機会の確保	県配偶者暴力相談支援センター等の関係機関と連携した相談対応を行うとともに、高齢者や障がいのある被害者に配慮し多様なコミュニケーション方法を用いた相談支援に努めます。 被害者が安心して相談でき、必要な支援を受けられるよう、庁内の相談体制を充実させ、相談しやすい環境づくりに努めます。	こども家庭センター 中央人権福祉センター 男女共同参画センター

具体的な取組	内 容	担当課
被害者の安全かつ迅速な保護	県女性相談支援センターとの連携による被害者の一時保護を実施します。 警察との連携の強化及びこども家庭センターにおける子どもの安全の確保に努めます。	こども家庭センター

(2) 被害者の自立支援の充実

具体的な取組	内 容	担当課
被害者の新たな生活の確保	庁内情報管理マニュアルの共有・改善を行い、被害者のプライバシーと個人情報の保護を徹底します。保護命令制度の活用支援や福祉制度利用に関する相談体制を強化するとともに、就業支援や法的支援にもつなげます。	こども家庭センター
被害者の生活や心身の回復	県配偶者暴力相談支援センターにおけるカウンセリングの充実を図り、民間支援団体と連携して被害者の生活に根ざした自立生活援助を実施します。また、県福祉相談センターと連携し、被害者の子育て相談支援の充実を図ります。	こども家庭センター

(3) 心理的虐待や暴力を受けている子どもへの支援の充実

具体的な取組	内 容	担当課
子どもの安全と安心な生活の確保	子どもの安全を確保し、県福祉相談センターと連携してDV 被害者の子育てに関する相談支援に努め、転校・就学手続きの支援や民間団体との連携による学習支援を実施し、要保護児童対策地域協議会での連携した支援体制の充実を図ります。	こども家庭センター 学校教育課 総合教育センター
子どもの心理面での回復支援	こども家庭センター等における子ども相談支援の充実を図ります。 スクールカウンセラーの活用等による学校内で子どもが相談しやすい環境づくりに取り組みます。	こども家庭センター 学校教育課 総合教育センター

(4) DV 防止に向けた推進体制の強化

具体的な取組	内 容	担当課
推進体制の強化	DV 防止庁内連絡調整会議を通じて、DV 防止に関する意識向上と情報共有を徹底するとともに、民間支援団体と定期的に情報交換を行い、組織連携の強化を図ります。	男女共同参画課 こども家庭センター 市民課

テーマ4 安全・安心に暮らせる社会づくり

【目標7】乳幼児から高齢者まで健康で豊かな生活を送るための支援

《取組項目》

(1) 生涯を通しての健康づくり

具体的な取組	内 容	担当課
健康寿命の延伸に向けた、健康づくりや疾病予防に自発的に取り組める環境整備	市民一人ひとりが健康を意識し、健康的な食習慣や運動習慣の定着に努められるよう、学校、地域、職域などと連携し、社会全体で健康づくりの取組を推進します。	健康づくり推進課
妊産婦等の支援ニーズに応じた、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援	母子保健相談等を実施し、出産や育児への不安の解消や支援ニーズの把握を行い対応するとともに、乳幼児虐待の早期発見、早期対応につながる取組を推進します。	こども家庭センター
プレコンセプションケアの推進	思春期の児童・生徒を対象として、心身の変化や性感染症等に関する正しい知識の普及を図るとともに、プレコンセプションケア（妊娠前からの健康づくり）についての講演等の開催により、生命の大切さや思いやりの心の醸成を図ります。	こども家庭センター 健康づくり推進課

(2) 地域包括ケアシステムの充実

具体的な取組	内 容	担当課
地域包括支援センターの拡充と機能強化	高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、地域の医療機関と介護事業者、さらに福祉関係者等との連携体制を構築し、高齢者の身体状況や希望に応じて、必要な医療・在宅介護・施設介護が切れ目なく利用できる体制を強化します。	長寿社会課

【目標8】だれもが安心して暮らせるまちづくり

《取組項目》

(1) 高齢者・子ども・障がい者・生活困窮者・外国人住民等への支援

具体的な取組	内 容	担当課
各種相談事業や福祉サービスの提供、自立支援事業の充実	「鳥取市地域福祉推進計画」、「鳥取市認知症施策推進計画」、「鳥取市介護保険事業計画・高齢者福祉計画」、「鳥取市障がい福祉計画・障がい児福祉計画」、「鳥取市こども計画」などを策定し、充実した各種相談事業や福祉サービスの提供、自立支援を行います。また、パーソナルサポートセンターにおける生活困窮者の自立支援事業の充実に努めます。	中央人権福祉センター 地域福祉課 長寿社会課 障がい福祉課 生活福祉課 幼児保育課 こども未来課 こども家庭センター
相談支援包括化推進会議の充実	世代や分野を超えた複合的な生活課題に対する包括的支援を協議する場の充実に努めます。	中央人権福祉センター
地域共生社会推進会議（地域まるごと会議）の開催	新たな社会資源創出のために、関係部署・機関が参加する地域共生社会推進会議（地域まるごと会議）を開催します。	地域福祉課
認知症サポーター養成講座の受講推進	認知症になってからも自分らしい暮らしを続けていくために、認知症の人や家族に対して温かい目で見守る応援者である認知症サポーターの養成を行い、だれもが安心して暮らせるまちづくりに努めます。	長寿社会課
乳幼児期の教育や保育の受け入れ体制及び多様な子育て支援サービスの充実	幼稚園、保育所、認定こども園等の教育・保育の受け入れ体制の整備に努めるとともに、多様な子育て支援サービスの充実を図ります。	幼児保育課
病児・病後児保育の充実	病気または病気回復期にあり集団保育が困難な乳幼児を専門施設で一時的に預かる環境整備に努めます。	幼児保育課
ひとり親家庭への支援	母子父子自立支援員を配置するとともに、ハローワーク鳥取と連携した就労支援の実施や、住宅困窮者への市営住宅への優先入居制度による支援、また所得税非課税世帯のひとり親の医療費助成など、ひとり親家庭の生活の安定を図ります。また、ひとり親家庭の児童に対して学習の場を提供し、学習支援を行います。	こども未来課 保険年金課 建築住宅課
外国人住民等に対する情報提供体制の充実	行政文書の平易化やウェブサイト・印刷物の多言語化推進などの取組により、外国人住民等に対する情報提供体制の充実を図ります。	文化交流課
外国人住民等に対する相談・支援体制の充実	行政窓口における多言語対応や多文化共生サポーター制度推進などの取組により、外国人住民等に対する相談・支援体制の充実を図ります。	文化交流課
地域における多文化共生意識の醸成	国際理解講座や食や文化の紹介を通じて楽しみながら交流する「WORLD FOOD EXPO in PLAZA」などの取組により、地域における多文化共生意識の醸成を図ります。	文化交流課

(2) 性の多様性に関する理解促進

具体的な取組	内 容	担当課
市民や企業等への広報や啓発活動の実施	性的マイノリティについて理解を深めるため、市民や企業等への広報や啓発活動を積極的に展開します。	中央人権福祉センター 男女共同参画センター 人権推進課 生涯学習・スポーツ課
職員への理解促進	市職員が、性的マイノリティについて正しい知識を身に着け、理解ある対応を行うことができるよう、理解促進を図ります。	職員課 男女共同参画課

【目標9】 困難な問題を抱える女性への支援

…「女性支援法」に定める市町村基本計画

《取組項目》

(1) 早期把握、相談・支援体制の強化

具体的な取組	内 容	担当課
困難な問題を抱える女性への相談窓口の周知	女性相談を知ってもらうために、市報や市公式ウェブサイトなどの既存の周知媒体を効果的に活用するとともに、リーフレットや相談カードを作成し、相談窓口の周知を図ります。	こども家庭センター 男女共同参画課 男女共同参画センター

(2) 庁内関係部署や他機関等との連携・協働による支援の充実

具体的な取組	内 容	担当課
関係部署や関係機関との連携	関係部署や関係機関等に対して困難女性への支援についての理解を深めるとともに、連携を強化し、支援が必要な人に最適な支援が届く体制を整えます。	こども家庭センター 男女共同参画課

(3) 生活再建、自立支援の充実

具体的な取組	内 容	担当課
女性相談支援員を中心とした支援体制	支援対象者の立場に立って相談に応じ、関係機関や民間支援団体等とも連携しながら、本人のニーズに応じて自立までの中長期的な伴走型支援を行います。	こども家庭センター

【目標10】男女共同参画の視点に立った防災活動の推進

《取組項目》

(1) 防災に関する政策及び方針決定過程における女性参画の推進

具体的な取組	内 容	担当課
防災会議の委員として、女性の参画を促す取組	防災会議の委員を選出するにあたり、各団体等を代表して女性が参画できる仕組みづくりを進めます。	危機管理課

(2) 女性の視点を取り入れた災害対応力の強化【重点項目】

具体的な取組	内 容	担当課
女性の防災リーダーの育成	性別にかかわらず、各地域にある自主防災会活動へ積極的に参加してもらえよう、女性の防災リーダーを育成します。	危機管理課
男女共同参画の視点による災害対応研修等の実施	男女共同参画の視点を包含した災害対応研修等を実施し、女性の視点を取り入れた災害対応力の強化を図ります。	危機管理課 男女共同参画センター

第6章 プランの推進と点検・評価

1 プランの推進

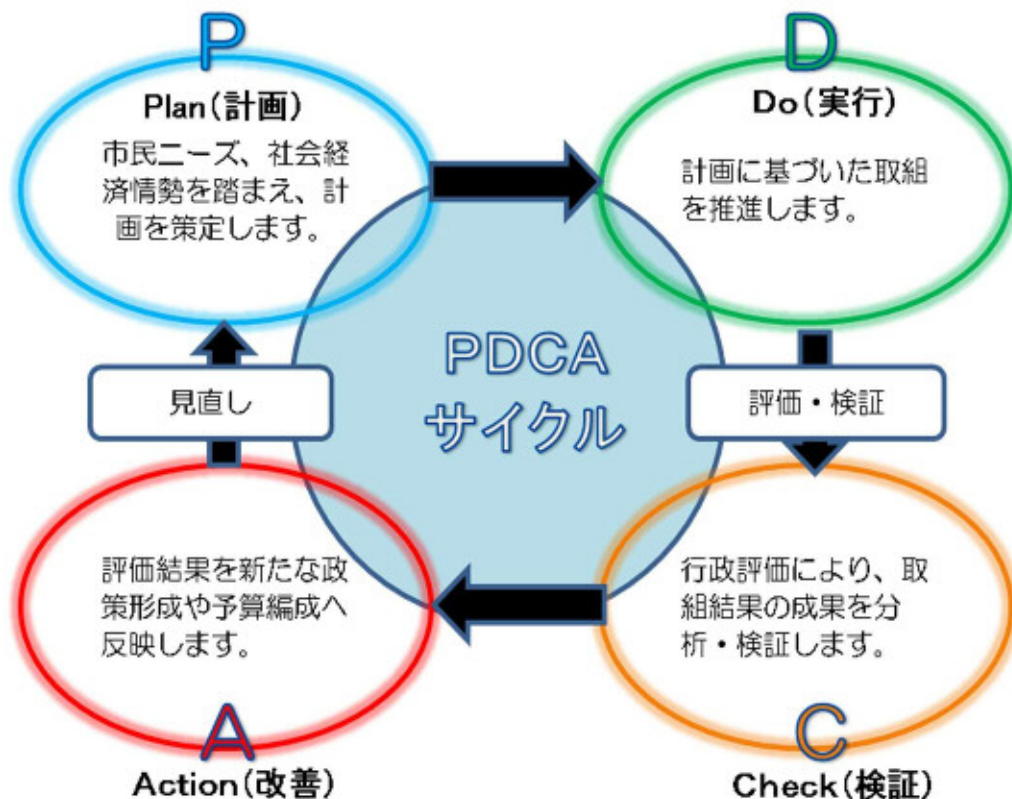
プランの推進にあたっては、男女共同参画社会の実現に向けて全庁を挙げて取り組むため、副市長を会長とし各部局長及び関係各課長等で構成する「鳥取市男女共同参画行政推進会議」において、関係部局間の連携調整を行います。

また、国・県等との連携強化に努めるとともに、本市はもとより連携中枢都市圏の中核都市として岩美町、若桜町、智頭町、八頭町、兵庫県香美町及び新温泉町から成る麒麟のまち圏域全体の男女共同参画推進に向けた取組を進めて行くため、他の自治体との交流や情報交換などに努めます。

2 プランの点検・評価

プランを実効性のあるものとして推進するためには、プランに基づく取組の進捗状況とともに、プラン全体の成果を検証していくことが重要です。

計画期間の5年間、毎年、取組状況を「鳥取市男女共同参画審議会」及び庁内の「鳥取市男女共同参画行政推進会議」に報告し、その進捗状況の点検・評価を行い、施策の改善を図ります。



参考資料

1 諮問書・答申書

発総男女第107号
令和7年8月25日

鳥取市男女共同参画審議会
会長 徳田 純子 様

鳥取市長 深澤 義彦

「第5次鳥取市男女共同参画かがやきプラン」について（諮問）

令和3年3月に策定した「第4次鳥取市男女共同参画かがやきプラン」の計画期間は令和7年度末までとなっており、この5年間の成果や課題を踏まえ、次期計画を策定することとしております。

つきましては、鳥取市男女共同参画推進条例（平成14年3月26日鳥取市条例第1号）第7条第3項の規定により、「第5次鳥取市男女共同参画かがやきプラン」についてご審議いただきますよう諮問します。

令和8年2月3日

鳥取市長 深澤 義彦 様

鳥取市男女共同参画審議会
会長 徳田 純子

「第5次鳥取市男女共同参画かがやきプラン」について（答申）

令和7年8月25日付け発総男女第107号をもって諮問のありました「第5次鳥取市男女共同参画かがやきプラン」について、当審議会において審議した結果、別紙のとおり結論を得たので答申します。

2 鳥取市男女共同参画審議会委員名簿

(令和8年2月3日現在／順不同)

No.	役職	所属団体等	氏名
1	会長	鳥取市男女共同参画登録団体連絡会 会員 (鳥取県退職公務員連盟)	徳田 純子
2	副会長	一般公募	福田 克彦
3	委員	鳥取市消防団 女性分団 班長	安達 由紀
4	委員	鳥取県男女協働未来創造本部 県民運動課 課長補佐	大森 宏治
5	委員	鳥取労働局雇用環境・均等室 室長	岡田 節子
6	委員	一般公募	小林 明子
7	委員	農業従事者(橋本農園)	坂出 典子
8	委員	鳥取商工会議所 常議員(山野商事㈱代表取締役)	嶋田 耕一
9	委員	NPO 法人ふいふや(鳥取大学地域学部)	清水 愛結
10	委員	連合鳥取東部地域協議会(副議長)	田中 義昭
11	委員	鳥取市自治連合会 副会長	谷口 真澄
12	委員	Tottori Mama's 代表	中井みずほ
13	委員	鳥取市小学校長会(世紀小学校長)	森下 裕一
14	委員	一般公募	森田 将悟
15	委員	部落解放同盟鳥取市協議会女性部 副部長	山崎久美子
16	委員	鳥取市社会福祉協議会 総務企画課 参事	吉村 雅子

3 鳥取市男女共同参画審議会検討経過

区分	日程	審議内容等
第1回	令和7年 5月26日(月)	<ul style="list-style-type: none"> 令和6年度意識調査の結果報告 策定スケジュール等について
	令和7年 8月25日(月)	市長から審議会へ諮問
第2回	令和7年 8月25日(月)	<ul style="list-style-type: none"> 施策体系について 策定スケジュール等について
第3回	令和7年11月11日(火)	<ul style="list-style-type: none"> 施策体系について 素案について
	令和7年12月12日(金) から 令和8年 1月 5日(月) まで	市民政策コメントの実施
第4回	令和8年 1月27日(火)	<ul style="list-style-type: none"> 市民政策コメントの意見等に対する市の考え方について 答申(案)について
	令和8年 2月 3日(火)	審議会から市長へ答申

4 鳥取市男女共同参画推進条例

(平成14年3月26日制定 鳥取市条例第1号)
(最終改正：平成21年3月27日 鳥取市条例第17号)

目次

前文

第1章 総則(第1条—第6条)

第2章 男女共同参画に関する基本的施策(第7条—第15条)

第3章 鳥取市男女共同参画団体の育成及び支援(第16条—第20条)

第4章 鳥取市男女共同参画審議会(第21条—第28条)

第5章 雑則(第29条)

附則

女性と男性は、人として平等であり、互いの違いを認めつつ人権を尊重しなければならない。

鳥取市においては、人権を尊重する社会を目指して、人権尊重都市宣言(昭和62年)及び鳥取市における部落差別をはじめあらゆる差別をなくする条例(平成6年鳥取市条例第21号)を制定してきた。これらの人権尊重の取組の中で、男女共同参画については、鳥取市男女共同参画いきいきプランの策定をはじめとしたさまざまな取組を、国や鳥取県の男女共同参画社会づくり施策と連携を図りつつ、積極的に推進している。

しかしながら、性別による固定的役割分担意識、社会慣習、風習などにおいて、女性と男性の不平等が依然として根強く残っている。

これらの不平等な意識やそれに基づく社会慣行をなくし、あらゆる分野での男女平等とそれに向けての男女共同参画社会の実現を目指すためには、市、市民及び事業者等が協働して取り組むことが重要である。

また、少子高齢化の進展等、社会経済情勢の急激な変化が進む中で、市民が真に豊かで潤いのある生活を実現するためには、女性と男性が共に、その個性と能力を発揮できる環境が整備されなければならない。

鳥取市において、すべての市民が自己の自由な意思で、性別にとらわれることなく、対等な立場に立って、家庭、職場、地域などのあらゆる活動に参画し、社会に貢献できる新しい生活文化を構築することが、今強く求められている。

女性と男性が、共に喜びと責任を分かち合う男女共同参画社会の早期実現を目指すことを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者等の責務を明らかにし、並びに市の施策の基本的事項を定めることにより、市、市民及び事業者等が協働して男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会の実現を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 女性と男性が性別にかかわらず個人として尊重され、自らの意思によって、社会のあらゆる分野で対等な構成員として活動し、参画する機会が確保されることにより、女性と男性が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 男女共同参画団体 男女共同参画の推進に関する活動を行う団体をいう。
- (3) 積極的改善措置 第1号に規定する機会に係る女性と男性の間の格差を改善するため必要な範囲内において、女性と男性のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (4) 事業者等 営利、非営利を問わず事業を行う法人その他の団体及び個人をいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画は、次に掲げる事項を基本理念として女性と男性の人権が尊重されるよう推進されなければならない。

- (1) 女性と男性が、性別による差別的取扱いを受けないこと。
- (2) 女性と男性の互いの性が尊重され、女性と男性の性と生殖に関する健康と権利が認められること。
- (3) 女性と男性が、個人として能力を発揮する機会が確保されること。
- (4) 女性と男性が、性別による固定的な役割分担を反映した制度及び慣行を改善し、自己の意思で活動できること。
- (5) 女性と男性が、社会の対等な構成員として、社会のあらゆる方針の立案及び決定に参画する機会が確保されること。
- (6) 女性と男性が、家庭生活において対等な役割を果たし、家庭生活における活動と経済活動、地域活動その他の社会活動とを両立して行うことができること。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、国際社会や国内の情勢を踏まえ、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下「男女共同参画推進施策」という。）を策定し、及び実施しなければならない。

2 市は、男女共同参画推進施策の実施に当たっては、市民及び事業者等と協働して取り組むよう努めなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念に対する理解を深め、男女共同参画の推進に努めなければならない。

2 市民は、男女共同参画推進施策に市及び事業者等と協働して取り組むよう努めなければならない。

(事業者等の責務)

第6条 事業者等は、基本理念に対する理解を深め、その事業活動等に関し、基本理念にのっとり男女共同参画の推進に努めなければならない。

2 事業者等は、男女共同参画推進施策に市及び市民と協働して取り組むよう努めなければならない。

第2章 男女共同参画に関する基本的施策

(鳥取市男女共同参画計画)

第7条 市長は、男女共同参画推進施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）第14条第3項の規定による鳥取市における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「鳥取市男女共同参画計画」という。）を策定しなければならない。

- 2 市長は、鳥取市男女共同参画計画の策定に当たっては、市民及び事業者等の意見を反映することができるように適切な措置を講じなければならない。
- 3 市長は、鳥取市男女共同参画計画の策定に当たっては、鳥取市男女共同参画審議会の意見を聴かななければならない。
- 4 市長は、鳥取市男女共同参画計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 5 前3項の規定は、鳥取市男女共同参画計画の変更について準用する。

(年次報告)

第8条 市長は、毎年、男女共同参画推進施策の実施状況を鳥取市男女共同参画審議会に報告するとともに、これを公表しなければならない。

(財政上の措置等)

第9条 市長は、男女共同参画を推進するために必要な財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(推進体制の整備)

第10条 市は、男女共同参画を推進するための拠点となる施設を設置するものとする。

- 2 前項に規定するもののほか、市は、男女共同参画に関する施策を総合的に企画し、調整し、及び推進するために必要な体制を整備するものとする。

(相談窓口の設置)

第11条 市は、国及び鳥取県との適切な役割分担の下に、女性の人権の侵害等に対応するための相談窓口を設置し、他の相談に対応する機関と連携を取り、相談者に対して必要に応じた支援を行うものとする。

(普及活動)

第12条 市は、基本理念に対する理解を深めるために必要な広報活動その他の普及活動を実施するものとする。

- 2 市は、学校教育をはじめとする家庭、地域、職場等あらゆる分野の教育を通じて、基本理念に対する理解が深まるよう努めるものとする。
- 3 市は、基本理念に対する市民及び事業者等の関心と理解を深めるため、鳥取市男女共同参画週間を設けるものとする。

(附属機関等の委員の構成)

第13条 市長その他の市の執行機関（水道事業管理者及び病院事業管理者を含む。以下「市長等」という。）は、附属機関等の委員の構成において、女性と男性の均衡を図るよう努めなければならない。

- 2 市長等は、前項の均衡を図るため必要と認めるときは、研修その他の積極的改善措置を講ずるものとする。

(調査研究及び公表)

第14条 市は、男女共同参画推進施策を効果的に実施するため、男女共同参画に関する調査研究を行うものとする。

- 2 市は、市民及び事業者等が基本理念についての理解を深めるため、前項による調査研究の結果を公表するものとする。

(関係機関との連携)

第15条 市は、男女共同参画施策の策定及び実施に当たり、必要に応じて関係機関と連携を取りながら行うものとする。

第3章 鳥取市男女共同参画団体の育成及び支援

(男女共同参画団体の登録制度)

第16条 市長は、男女共同参画団体を育成し、及び支援するため、当該男女共同参画団体の名称、活動内容等を登録し、財政的支援その他の必要な措置を講ずることができる。

(登録手続)

第17条 男女共同参画団体が前条に規定する登録を受けようとするときは、規則で定める書類を添えて市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の登録の申請をした男女共同参画団体が、次の各号のいずれかに該当するときは、登録をしてはならない。

- (1) 営利を目的としているとき。
- (2) 主たる構成員が市民ではないとき。
- (3) 構成員の資格の取得及び喪失に関して、不当な条件を付しているとき。
- (4) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを活動の主たる目的としているとき。
- (5) 政治上の主義を推進し、支援し、又はこれに反対することを活動の主たる目的としているとき。
- (6) 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを活動の目的としているとき。

3 市長は、第1項の規定により申請があったときは、これを審査し、前項各号のいずれかに該当するものを除き、男女共同参画団体を登録するものとする。

(登録の取消し)

第18条 前条第3項の規定により登録を受けた男女共同参画団体（以下「登録団体」という。）は、登録の必要がなくなったとき、又は登録の要件に適合しなくなったときは、速やかに規則で定める取消届により市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項に規定する取消届が提出されたときは、速やかに当該登録団体の登録を取り消すものとする。

3 市長は、登録団体が前条第2項各号のいずれかに該当したとき、又は登録団体の活動がなされないときは、当該登録団体の登録を取り消すことができる。この場合において、市長は、あらかじめ鳥取市男女共同参画審議会の意見を聴かななければならない。

(活動状況の報告)

第19条 登録団体は、毎年度、活動状況を記載した書類を市長に提出しなければならない。

(情報提供)

第20条 市長は、登録団体について当該登録団体の名称、活動内容その他必要な情報を市民に提供するものとする。

第4章 鳥取市男女共同参画審議会

(設置)

第21条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、鳥取市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第22条 審議会は、次の職務を行う。

- (1) 鳥取市男女共同参画計画の策定に当たり意見を述べること。
- (2) 男女共同参画に関する施策又は男女共同参画に影響を及ぼすと認められる施策について建議すること。
- (3) 男女共同参画推進施策の進捗状況について意見を述べること。
- (4) 第18条第3項の規定による登録団体の登録の取消しに当たり意見を述べること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、男女共同参画に関する重要事項について意見を述べること。

(組織)

第23条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 登録団体の構成員
- (3) 公募による者

3 審議会の男女いずれか一方の委員の数は、委員総数の10分の4未満であってはならない。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

6 審議会に、必要に応じて専門部会を置くことができる。

第24条 審議会に、会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第25条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(協力要請)

第26条 会長は、審議会が所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、市長等に対し、参考資料の提出、説明その他必要な協力を要請することができる。

2 市長等は、前項の要請を受けたときは、その要請に応じなければならない。

(庶務)

第27条 審議会の庶務は、総務部において処理する。

(審議会への委任)

第28条 第23条から前条までに定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

第5章 雑則

(委任)

第29条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。

(以下略)

5 男女共同参画都市宣言

(平成16年10月7日)

男女共同参画都市とっとり宣言

わたしたちは、美しい鳥取砂丘をはじめ山と海、清らかな水と緑に恵まれ、豊かな自然のなかで歴史と文化を育んできました。

そしていま、「人が輝き まちがきらめく 快適・環境都市 鳥取」の新たな歩みを始めるにあたり、すべての人びとの人権尊重と男女平等を基本理念に、市民と行政が協働して「男女共同参画都市」とすることを高らかに宣言します。

1 ひとりひとりの違いを認め合い、魅力ある個性と能力を發揮し、自分らしく生きられる豊かなまちをつくりまします。そこに男女共同参画の夢が広がります。

1 さまざまな立場にあるだれもが対等な構成員として、差別なくあらゆる分野に参画し、協働するまちをつくりまします。そこに男女共同参画の希望がうまれます。

1 多様な人びとが受け入れ合い、つながりあって共生する社会をめざし、優しさと潤いのあるまちをつくりまします。そこに男女共同参画の未来がひらけます。

1 家庭や職場、地域などにおいて、性別による不平等な意識と慣習・制度をなくし、みんなが支え合い協力するまちをつくりまします。ここに男女共同参画の社会が育まれます。

1 子どもも大人も、だれもが健康で安心して暮らせる平和・人権・福祉・環境を大切にしまちをつくりまします。そして、わたしたちは、ここ鳥取から男女共同参画のまちづくりを発信します。

6 本市のこれまでの取組

年	鳥取市の取組
平成3年 (1991年)	教育委員会社会教育課に女性・青少年係設置し、女性団体の育成やリーダー養成などを推進
平成10年 (1998年)	女性行政の窓口として企画部企画課に女性政策係設置 庁内組織として鳥取市女性行政推進会議（現：鳥取市男女共同参画行政推進会議）設置
平成11年 (1999年)	鳥取市女性行動計画「鳥取市男女共同参画いきいきプラン」策定
平成13年 (2001年)	企画部企画課に男女共同参画室設置
平成14年 (2002年)	男女共同参画の推進に関する基本理念や市・市民・事業者の責務などを定めた「鳥取市男女共同参画推進条例」制定 鳥取市男女共同参画審議会設置 男女共同参画団体登録制度の登録団体で構成する「鳥取市男女共同参画登録団体連絡会」の発足 企画部に男女共同参画課設置 福祉文化会館内に男女共同参画活動拠点「鳥取市男女共同参画センター“輝なんせ鳥取”」開設
平成15年 (2003年)	男女共同参画課を総務部人権政策監に組織改変
平成16年 (2004年)	「第15回男女共同参画全国都市会議 in とっとり」開催 全国に向けての男女共同参画社会実現に対する決意表明「男女共同参画都市とっとり宣言」を宣言
平成18年 (2006年)	「鳥取市男女共同参画かがやきプラン」策定
平成20年 (2008年)	「鳥取市男女共同参画シンボルマーク」作成
平成23年 (2011年)	「第2次鳥取市男女共同参画かがやきプラン」策定
平成25年 (2013年)	総務部人権政策監人権推進課男女共同参画室に改組
平成28年 (2016年)	「第3次鳥取市男女共同参画かがやきプラン」策定 総務部人権政策監男女共同参画課（現：総務部人権政策局男女共同参画課）に改組
令和2年 (2020年)	「鳥取市男女共同参画センター“輝なんせ鳥取”」移転（現：丸由百貨店5階へ）
令和3年 (2021年)	「第4次鳥取市男女共同参画かがやきプラン」策定
令和8年 (2026年)	「第5次鳥取市男女共同参画かがやきプラン」策定

7 世界、日本、鳥取県のこれまでの動き

年	世界（国連等）	日本	鳥取県
昭和50年 (1975年)	国際婦人年（目標：平等、発展、平和） 国際婦人年世界会議（メキシコシティ）「世界行動計画」採択	婦人問題企画推進本部設置 婦人問題企画推進会議開催	
昭和52年 (1977年)		「国内行動計画」策定 「国立女性教育会館」設置	
昭和54年 (1979年)	国連第34回総会「女子差別撤廃条約」採択		
昭和55年 (1980年)	「国連婦人の十年」中間年世界会議（コペンハーゲン） 「国連婦人の十年後半期行動プログラム」採択		
昭和56年 (1981年)		「国内行動計画後期重点目標」策定	
昭和59年 (1984年)	「国連婦人の十年」の成果を検討し評価するためのエスキャップ地域政府間事前会議（東京）		
昭和60年 (1985年)	「国連婦人の十年」ナイロビ世界会議 西暦2000年に向けての「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択	「男女雇用機会均等法」の制定 「民法」「国籍法」の改正 「女子差別撤廃条約」批准	「鳥取県婦人基本計画」策定
昭和62年 (1987年)		「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定	
平成2年 (1990年)	国連婦人の地位委員会拡大会議		
平成3年 (1991年)		「西暦2000年に向けての新国内行動計画」第1次改定 「育児休業等に関する法律（育児休業法）」制定	「第2次鳥取県女性基本計画（とっとり女性プラン）」策定
平成5年 (1993年)	世界人権会議（ウィーン）	「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（パートタイム労働法）」制定	
平成6年 (1994年)	「開発と女性」に関する第2回アジア・太平洋大臣会議（ジャカルタ）	男女共同参画室設置 男女共同参画審議会設置 男女共同参画推進本部設置	
平成7年 (1997年)	第4回世界女性会議（北京） 「北京宣言及び行動綱領」採択	「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（育児・介護休業法）」に改正	
平成8年 (1996年)		男女共同参画推進連絡会議（えがりてネットワーク）発足 「男女共同参画2000年プラン」策定	「第3次鳥取県女性基本計画（とっとり男女共同参画プラン）」策定
平成9年 (1997年)		男女共同参画審議会設置 「介護保険法」公布	

年	世界（国連等）	日本	鳥取県
平成 11 年 (1999 年)		「男女共同参画社会基本法」公布、施行	
平成 12 年 (2000 年)	「国連ミレニアム宣言」採択国連特別総会「女性 2000 年会議」（ニューヨーク）	「男女共同参画基本計画」制定 「ストーカー行為等の規制等に関する法律」（ストーカー規制法）制定	「鳥取県男女共同参画推進条例」制定
平成 13 年 (2001 年)	「ミレニアム開発目標」策定	男女共同参画審議会設置 男女共同参画局設置 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（DV 防止法）制定	「鳥取県男女共同参画センター（よりん彩）」開設 「鳥取県男女共同参画計画」策定
平成 14 年 (2002 年)		アフガニスタンの女性支援に関する懇談会開催	
平成 15 年 (2003 年)		「女性のチャレンジ支援策の推進について」男女共同参画推進本部に決定 「次世代育成支援対策推進法」及び「少子化社会対策基本法」制定	
平成 17 年 (2005 年)	国連「北京+10」世界閣僚級会合（ニューヨーク）	男女共同参画基本計画（第 2 次）閣議決定 「女性の再チャレンジ支援プラン」策定	
平成 18 年 (2006 年)		「女性の再チャレンジ支援プラン」改定	
平成 19 年 (2007 年)		「仕事と生活との調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」 「仕事と生活の調和推進のための行動計画」策定	「第 2 次鳥取県男女共同参画計画」策定
平成 20 年 (2008 年)		「女性の参画加速プログラム」 男女共同参画推進本部決定	
平成 21 年 (2009 年)		「育児・介護休業法」改正	
平成 22 年 (2010 年)	国連「北京+15」記念会合（ニューヨーク）	「第 3 次男女共同参画基本計画」策定	
平成 23 年 (2011 年)	「ジェンダー平等と女性のエンパワメントのための国連機関（UN Women）」正式発足		
平成 24 年 (2012 年)	第 56 回国連婦人の地位委員会 「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワメント」決議案採択	「女性の活躍促進による経済活性化行動計画」策定	「第 3 次鳥取県男女共同参画計画」策定
平成 25 年 (2013 年)		「配偶者暴力防止法」改正 「日本再興戦略」（平成 25 年 6 月 14 日閣議決定）の中核に「女性の活躍推進」が位置付けられる	
平成 26 年 (2014 年)		「日本再興戦略」改訂 2014 に「『女性が輝く社会』の実現」が掲げられる	

年	世界（国連等）	日本	鳥取県
平成 27 年 (2015 年)	第 3 回国連防災世界会議（仙台）「仙台防災枠組」採択 UN Women 日本事務所開設 国連サミット「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」（SDGs）採択	「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（女性活躍推進法）制定 「第 4 次男女共同参画基本計画」策定	
平成 28 年 (2016 年)		「女性の活躍推進のための開発戦略」策定 「育児・介護休業法」及び「男女雇用機会均等法」等の改正 G7 伊勢・志摩サミット「女性の能力開花のための G7 行動指針」及び「女性の理系キャリア促進のためのイニシアティブ（WINDS）」に合意	「鳥取県女性活躍推進計画」策定 「第 4 次鳥取県男女共同参画計画」策定
平成 29 年 (2017 年)	第 61 回女性の地位委員会「変化する仕事の世界における女性の経済的エンパワメント」採択	おとう飯始めようキャンペーン開始	「鳥取県女性活躍推進計画」改訂
平成 30 年 (2018 年)		「政治分野における男女共同参画推進法」公布・施行 「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」成立 「女性活躍推進法」改正	
令和元年 (2019 年)	UN Women がロヒンギヤに多目的女性センターを設置	「女性活躍推進法」改正	
令和 2 年 (2020 年)		「女性活躍加速のための重点方針 2020」決定 「第 5 次男女共同参画基本計画」策定	「鳥取県性にかかわらず誰もが共同参画できる社会づくり計画」策定 「第 2 次鳥取県女性活躍推進計画」策定
令和 3 年 (2021 年)		「育児・介護休業法」改正	
令和 4 年 (2022 年)		「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（女性支援法）」成立・公布 「女性活躍推進法」改正 「育児・介護休業法」改正 「DV 防止法」改正	
令和 5 年 (2023 年)		「DV 防止法」改正	
令和 6 年 (2024 年)		「育児・介護休業法」改正	
令和 7 年 (2025 年)		「男女共同参画社会基本法」改正 「女性活躍推進法」改正 「DV 防止法」改正 「独立行政法人男女共同参画機構法」公布 「育児・介護休業法」改正	「男女協働未来創造本部」創設
令和 8 年 (2026 年)		「第 6 次男女共同参画基本計画」策定	「第 2 次鳥取県性にかかわらず誰もが共同参画できる社会づくり計画」策定 「第 3 次鳥取県女性活躍推進計画」策定

8 関係法令

◆男女共同参画社会基本法

(平成 11 年 6 月 23 日制定 法律第 78 号)
(最終改正：令和 7 年 6 月 27 日 法律第 80 号)

目次

前文

第一章 総則（第一条—第十二条）

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条—第二十条）

第三章 男女共同参画会議（第二十一条—第二十八条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(独立行政法人男女共同参画機構の役割)

第十条の二 独立行政法人男女共同参画機構は、国、地方公共団体、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動を行う民間の団体その他の関係者と連携し、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進のための中核的な機関として積極的な役割を果たすものとする。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

- 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(連携及び協働の促進)

第十八条 国及び地方公共団体は、国、地方公共団体、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動を行う民間の団体その他の関係者が相互に連携と協働を図ることにより男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の効果的な推進が図られることに鑑み、これらの者間における協議の促進その他の関係者相互間の連携と協働を促進するために必要な施策を講ずるように努めるものとする。

2 地方公共団体は、前項の関係者相互間の連携と協働を促進するために必要な施策を推進するための拠点（次項において「男女共同参画センター」という。）としての機能を担う体制を、単独で又は共同して、確保するように努めるものとする。

3 男女共同参画センターとしての機能を担う者は、その業務を行うに当たっては、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の効果的な推進を図るため、独立行政法人男女共同参画機構と密接に連携するように努めるものとする。

(人材の確保等)

第十八条の二 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定及び実施に関する業務並びに民間の団体が行う男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動に従事する人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるように努めるものとする。

(調査研究)

第十八条の三 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の国及び地方公共団体の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定及び実施に資する調査研究を推進するように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第十九条 国は、前三条に定めるもののほか、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が行う男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動を支援するため、助言、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第二十条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
- 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
- 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

- 2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(以下略)

◆女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）

(平成 27 年 9 月 4 日制定 法律第 64 号)
(最終改正：令和 7 年 6 月 1 日 法律第 63 号)

目次

第一章	総則（第一条—第四条）
第二章	基本方針等（第五条・第六条）
第三章	事業主行動計画等
第一節	事業主行動計画策定指針（第七条）
第二節	一般事業主行動計画等（第八条—第十八条）
第三節	特定事業主行動計画（第十九条）
第四節	女性の職業選択に資する情報の公表（第二十条・第二十一条）
第四章	女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置（第二十二条—第二十九条）
第五章	雑則（第三十条—第三十三条）
第六章	罰則（第三十四条—第三十九条）
附則	

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

(基本原則)

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮し、併せて、女性の健康上の特性に留意して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

- 2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。
- 3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

（事業主の責務）

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

（基本方針）

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
 - 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
 - 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
 - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
 - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
 - ハ 職場において行われる就業環境を害する言動に起因する問題の解決を促進するために必要な措置に関する事項
 - ニ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
 - 四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

（都道府県推進計画等）

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

- 2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
- 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項
- 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画等

(一般事業主行動計画の策定等)

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 計画期間
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
 - 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
- 6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
- 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第十条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項及び第十四条第一項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

- 2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

- 一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(基準に適合する認定一般事業主の認定)

第十二条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた

目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）第十三条の二に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二十九条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

（特例認定一般事業主の特例等）

第十三条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「特例認定一般事業主」という。）については、第八条第一項及び第七項の規定は、適用しない。

2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

（特例認定一般事業主の表示等）

第十四条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 第十条第二項の規定は、前項の表示について準用する。

（特例認定一般事業主の認定の取消し）

第十五条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条の認定を取り消すことができる。

- 一 第十一条の規定により第九条の認定を取り消すとき。
- 二 第十二条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 三 第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。
- 四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 五 不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。

（委託募集の特例等）

第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四第一項及び第二項、第五条の五、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の二の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の二中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」と、「同項に」とあるのは「次項に」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

(一般事業主に対する国の援助)

第十八条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又はその変更（内閣府令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又はその変更（前項の内閣府令で定める軽微な変更を除く。）をしたときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又はその変更をしたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十条 第八条第一項に規定する一般事業主（常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものに限る。）は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 その雇用する労働者の男女の賃金の額の差異

二 その雇用する管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合

三 前二号に掲げるもののほか、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

四 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

2 第八条第一項に規定する一般事業主（前項に規定する一般事業主を除く。）は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 前項第一号及び第二号に掲げる情報

二 前項第三号に掲げる情報又は同項第四号に掲げる情報の少なくともいずれか一方

3 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における

活躍に関する第一項各号に掲げる情報のうち少なくとも一の情報を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十一条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 その任用する職員の男女の給与の額の差異
- 二 その任用する管理的地位にある職員に占める女性職員の割合
- 三 前二号に掲げるもののほか、その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
- 四 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。
- 4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第二十三条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第二十四条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

- 2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するよう努めるものとする。

(啓発活動)

第二十五条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第二十六条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第二十七条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第二十二条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

- 2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第二十二条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。
- 3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。
 - 一 一般事業主の団体又はその連合団体
 - 二 学識経験者
 - 三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

（秘密保持義務）

第二十八条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（協議会の定める事項）

第二十九条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

（報告の徴収並びに助言、指導及び勧告）

第三十条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第七項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

（公表）

第三十一条 厚生労働大臣は、第二十条第一項若しくは第二項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第八条第一項に規定する一般事業主又は第二十条第三項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第八条第七項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

（権限の委任）

第三十二条 第八条、第九条、第十一条、第十二条、第十五条、第十六条、第三十条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

（政令への委任）

第三十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第三十四条 第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事したときは、当該違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第二十二條第四項の規定に違反して秘密を漏らした者

二 第二十八條の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十六条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、六月以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第十六条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事したとき。

二 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかったとき。

三 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反したとき。

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十条第二項（第十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

二 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

三 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

四 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らしたとき。

第三十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十四条、第三十六条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十九条 第三十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章（第七条を除く。）、第五章（第二十八条を除く。）及び第六章（第三十条を除く。）の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、令和十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 第二十二條第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十八條の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(以下略)

◆配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）

(平成13年4月13日制定 法律第31号)

(最終改正：令和7年12月10日 法律第84号)

目次

前文

第一章 総則（第一条・第二条）

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等（第二条の二・第二条の三）

第二章 配偶者暴力相談支援センター等（第三条―第五条の四）

第三章 被害者の保護（第六条―第九条の二）

第四章 保護命令（第十条―第二十二条）

第五章 雑則（第二十三条―第二十八条）

第五章の二 補則（第二十八条の二）

第六章 罰則（第二十九条―第三十一条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

(定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の保護（被害者の自立を支援することを含む。以下同じ。）を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
 - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
 - 三 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を実施するために必要な国、地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項
 - 四 前三号に掲げるもののほか、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する重要事項
- 3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
 - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
 - 三 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を実施するために必要な当該都道府県、関係地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項
 - 四 前三号に掲げるもののほか、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する女性相談支援センターその他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は女性相談支援員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
- 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
- 三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
- 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

- 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
- 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第三号の一時保護は、女性相談支援センターが、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 5 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 6 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(女性相談支援員による相談等)

第四条 女性相談支援員は、被害者の相談に応じ、必要な援助を行うことができる。

(女性自立支援施設における保護)

第五条 都道府県は、女性自立支援施設において被害者の保護を行うことができる。

(協議会)

第五条の二 都道府県は、単独で又は共同して、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、関係機関、関係団体、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関連する職務に従事する者その他の関係者（第五項において「関係機関等」という。）により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織するよう努めなければならない。

- 2 市町村は、単独で又は共同して、協議会を組織することができる。
- 3 協議会は、被害者に関する情報その他被害者の保護を図るために必要な情報の交換を行うとともに、被害者に対する支援の内容に関する協議を行うものとする。
- 4 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。
- 5 協議会は、第三項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

(秘密保持義務)

第五条の三 協議会の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がなく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第五条の四 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。
- 3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。
- 4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第六十二号）、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視總監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力

を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

（福祉事務所による自立支援）

第八条の三 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（被害者の保護のための関係機関の連携協力）

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

（苦情の適切かつ迅速な処理）

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

（接近禁止命令等）

第十条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命、身体、自由、名誉若しくは財産に対し害を加える旨を告知してする脅迫（以下この章において「身体に対する暴力等」という。）を受けた者に限る。以下この条並びに第十二条第一項第三号及び第四号において同じ。）が、配偶者（配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条及び第十二条第一項第二号から第四号までにおいて同じ。）からの更なる身体に対する暴力等により、その生命又は心身に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日から起算して一年間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

2 前項の場合において、同項の規定による命令（以下「接近禁止命令」という。）を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、被害者に対して次に掲げる行為をしてはならないことを命ずるものとする。

一 面会を要求すること。

二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、文書を送付し、通信文その他の情報（電気通信（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第一号に規定する電気通信をいう。以下この号及び第六項第一号において同じ。）の送信元、送信先、通信日時その他の電気通信を行うために必要な情報を含む。以下この条において「通信文等」という。）をファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールの送信等をするこ

と。

五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、通信文等をファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールの送信等をするこ

と。

六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこ

と。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこ

と。

八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、その性的羞恥心を害する文書、図画、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この号において同じ。）に係る記録媒体その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する電磁的記録その他の記録を送信し、若しくはその知り得る状態に置くこ

と。

九 その承諾を得ないで、その所持する位置情報記録・送信装置（当該装置の位置に係る位置情報（地理空間情報活用推進基本法（平成十九年法律第六十三号）第二条第一項第一号に規定する位置情報をいう。以下この号及び次号において同じ。）を記録し、又は送信する機能を有する装置で政令で定めるものをいう。以下この項において同じ。）（第十一号に規定する行為がされた位

置情報記録・送信装置を含む。)により記録され、又は送信される当該位置情報記録・送信装置の位置に係る位置情報を政令で定める方法により取得すること。

十 その承諾を得ないで、その所持する位置特定用識別情報送信装置(当該装置を識別する情報を送信する機能を有し、当該装置の周辺において当該情報を受信した識別情報送受信装置(位置情報記録・送信装置その他の装置であって、当該情報を受信し、及び送信する機能を有するものをいう。)の位置に係る位置情報を利用して、その所在する地点又は区域の位置を特定するために用いられる装置をいう。以下この号及び次号において同じ。)(同号に規定する行為がされた位置特定用識別情報送信装置を含む。)の位置に係る位置情報を取得すること。

十一 その承諾を得ないで、その所持する物に位置情報記録・送信装置又は位置特定用識別情報送信装置(以下この号において「位置情報記録・送信装置等」という。)を取り付けること、位置情報記録・送信装置等を取り付けた物を交付することその他その移動に伴い位置情報記録・送信装置等を移動し得る状態にする行為として政令で定める行為をすること。

3 第一項の場合において、被害者がその成年に達しない子(以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。)と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、接近禁止命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、当該子の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいはならないこと及び当該子に対して前項第二号から第十一号までに掲げる行為(同項第五号に掲げる行為にあつては、電話をかけること及び通信文等をファクシミリ装置を用いて送信することに限る。)をしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第一項の場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者(被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。)の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、接近禁止命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、当該親族等の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等(被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。)の同意(当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意)がある場合に限り、することができる。

6 第二項第四号及び第五号の「電子メールの送信等」とは、次の各号のいずれかに掲げる行為(電話をかけること及び通信文等をファクシミリ装置を用いて送信することを除く。)をいう。

一 電子メール(特定電子メールの送信の適正化等に関する法律(平成十四年法律第二十六号)第二条第一号に規定する電子メールをいう。)その他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信の送信を行うこと。

二 前号に掲げるもののほか、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて、内閣府令で定めるものを用いて通信文等の送信を行うこと。

(退去等命令)

第十条の二 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。))を受けた者に限る。以下この条及び第十八条第一項において同じ。)が、配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、第十二条第二項第二号及び第十八条第一項において同じ。)から更に身体に対する暴力を受けることにより、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日から起算して二月間(被害者及び当該配偶者が生活の本拠として使用する建物又は区分建物(不動産登記法(平成十六年法律第百二十三号)第二条第二十二号に規定する区分建物をいう。)の所有者又は賃借人が被害者のみである場合において、被害者の申立てがあつたときは、六月間)、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいはならないことを命ずるものとする。ただし、申立ての時において被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

(管轄裁判所)

第十一条 接近禁止命令及び前条の規定による命令（以下「退去等命令」という。）の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 接近禁止命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

一 申立人の住所又は居所の所在地

二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力等が行われた地

3 退去等命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

一 申立人の住所又は居所の所在地

二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

(接近禁止命令等の申立て等)

第十二条 接近禁止命令及び第十条第二項から第四項までの規定による命令の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

一 配偶者からの身体に対する暴力等を受けた状況（当該身体に対する暴力等を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合であって、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力等を受けたときにあっては、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力等を受けた状況を含む。）

二 前号に掲げるもののほか、配偶者からの更なる身体に対する暴力等により、生命又は心身に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時における事情

三 第十条第三項の規定による命令（以下この号並びに第十七条第三項及び第四項において「三項命令」という。）の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該三項命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 退去等命令の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でなければならない。

一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況（当該身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合であって、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けたときにあっては、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況を含む。）

二 前号に掲げるもののほか、配偶者から更に身体に対する暴力を受けることにより、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時における事情

三 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前二号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

3 前二項の書面（以下「申立書」という。）に第一項第五号イから二まで又は前項第三号イから二までに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、第一項第一号から第四号まで又は前項第一号及び第二号に掲げる事項についての申立人の供述を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十三条第一項又は第五十九条第三項の認証を受けたものを添付しなければならない。

(迅速な裁判)

第十三条 裁判所は、接近禁止命令、第十条第二項から第四項までの規定による命令及び退去等命令（以下「保護命令」という。）の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

(保護命令事件の審理の方法)

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

- 2 申立書に第十二条第一項第五号イから二まで又は同条第二項第三号イから二までに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し、又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。
- 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(期日の呼出し)

第十四条の二 保護命令に関する手続における期日の呼出しは、呼出状の送達、当該事件について出頭した者に対する期日の告知その他相当と認める方法によってする。

- 2 呼出状の送達及び当該事件について出頭した者に対する期日の告知以外の方法による期日の呼出しをしたときは、期日に出頭しない者に対し、法律上の制裁その他期日の不遵守による不利益を帰することができない。ただし、その者が期日の呼出しを受けた旨を記載した書面を提出したときは、この限りでない。

(公示送達の方法)

第十四条の三 保護命令に関する手続における公示送達は、裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨を裁判所の掲示場に掲示してする。

(電子情報処理組織による申立て等)

第十四条の四 保護命令に関する手続における申立てその他の申述（以下この条において「申立て等」という。）のうち、当該申立て等に関するこの法律その他の法令の規定により書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。次項及び第四項において同じ。）をもってするものとされているものであって、最高裁判所の定める裁判所に対してするもの（当該裁判所の裁判長、受命裁判官、受託裁判官又は裁判所書記官に対してするものを含む。）については、当該法令の規定にかかわらず、最高裁判所規則で定めるところにより、電子情報処理組織（裁判所の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第三項において同じ。）と申立て等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を用いてすることができる。

- 2 前項の規定によりされた申立て等については、当該申立て等を書面等をもってするものとして規定した申立て等に関する法令の規定に規定する書面等をもってされたものとみなして、当該申立て等に関する法令の規定を適用する。
- 3 第一項の規定によりされた申立て等は、同項の裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に、当該裁判所に到達したものとみなす。
- 4 第一項の場合において、当該申立て等に関する他の法令の規定により署名等（署名、記名、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。以下この項において同じ。）をすることとされているものについては、当該申立て等をする者は、当該法令の規定にかかわらず、当該署名等に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、氏名又は名称を明らかにする措置を講じなければならない。
- 5 第一項の規定によりされた申立て等が第三項に規定するファイルに記録されたときは、第一項の裁判所は、当該ファイルに記録された情報の内容を書面に出力しなければならない。
- 6 第一項の規定によりされた申立て等に係るこの法律その他の法令の規定による事件の記録の閲覧若しくは謄写又はその正本、謄本若しくは抄本の交付は、前項の書面をもってするものとする。当該申立て等に係る書類の送達又は送付も、同様とする。

(保護命令の申立てについての決定等)

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イから二まで又は同条第二項第三号イから二までに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。
- 5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により接近禁止命令の効力の停止を命ずる場合において、第十条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が接近禁止命令を取り消す場合において、第十条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。接近禁止命令又は第十条第二項から第四項までの規定による命令にあっては接近禁止命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した日以後において、退去等命令にあっては当該退去等命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した日以後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

- 2 前条第六項の規定は、接近禁止命令を発した裁判所が前項の規定により当該接近禁止命令を取り消す場合について準用する。
- 3 三項命令を受けた者は、接近禁止命令が効力を生じた日から起算して六月を経過した日又は当該三項命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した日のいずれか遅い日以後において、当該三項命令を発した裁判所に対し、第十条第三項に規定する要件を欠くに至ったことを理由として、当該三項命令の取消しの申立てをすることができる。
- 4 裁判所は、前項の取消しの裁判をするときは、当該取消しに係る三項命令の申立てをした者の意見を聴かなければならない。
- 5 第三項の取消しの申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。
- 6 第三項の取消しの裁判は、確定しなければその効力を生じない。
- 7 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、第一項から第三項までの場合について準用する。

(退去等命令の再度の申立て)

第十八条 退去等命令が発せられた後に当該発せられた退去等命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする退去等命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の期間までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の退去等命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、退去等命令を発するものとする。ただし、当該退去等命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該退去等命令を発しないことができる。

- 2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第二項各号列記以外の部分中「事項」とあるのは「事項及び第十八条第一項本文の事情」と、同項第三号中「事項に」とあるのは「事項及び第十八条第一項本文の事情に」と、同条第三項中「事項に」とあるのは「事項並びに第十八条第一項本文の事情に」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にある場合は、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

第二十条 削除

（民事訴訟法の準用）

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第九号）第一編から第四編までの規定（同法第七十一条第二項、第九十一条の二、第九十二条第九項及び第十項、第九十二条の二第二項、第九十四条、第百条第二項、第一編第五章第四節第三款、第百十一条、第一編第七章、第百三十三条の二第五項及び第六項、第百三十三条の三第二項、第百五十一条第三項、第百六十条第二項、第百八十五条第三項、第二百五条第二項、第二百五条第二項、第二百二十七条第二項並びに第二百三十二条の二の規定を除く。）を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第百十二条第一項本文	前条の規定による措置を開始した	裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた
第百十二条第一項ただし書	前条の規定による措置を開始した	当該掲示を始めた
第百十三条	書類又は電磁的記録 記載又は記録	書類 記載
	第百十一条の規定による措置を開始した	裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた
第百三十三条の三第一項	記載され、又は記録された書面又は電磁的記録	記載された書面
	当該書面又は電磁的記録	当該書面
	又は電磁的記録その他これに類する書面又は電磁的記録	その他これに類する書面
第百五十一条第二項及び第二百三十一条の二第二項	方法又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する方法	方法
第百六十条第一項	最高裁判所規則で定めるところにより、電子調書（期日又は期日外における手続の方式、内容及び経過等の記録及び公証をするためにこの法律その他の法令の規定により裁判所書記官が作成する電磁的記録をいう。以下同じ。）	調書
第百六十条第三項	前項の規定によりファイルに記録された電子調書の内容に	調書の記載について
第百六十条第四項	第二項の規定によりファイルに記録された電子調書	調書
	当該電子調書	当該調書
第百六十条の二第一項	前条第二項の規定によりファイルに記録された電子調書の内容	調書の記載
第百六十条の二第二項	その旨をファイルに記録して	調書を作成して
第二百五条第三項	事項又は前項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項	事項
第二百五条第四項	事項又は第二項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項	事項
第二百三十一条の三第二項	若しくは送付し、又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する	又は送付する
第二百六十一条第四項	電子調書	調書
	記録しなければ	記載しなければ

(最高裁判所規則)

第二十二條 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三條 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四條 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五條 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六條 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市町村の支弁)

第二十七條 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う女性相談支援センターの運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）
 - 二 第三条第三項第三号の規定に基づき女性相談支援センターが行う一時保護（同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用
 - 三 第四条の規定に基づき都道府県が置く女性相談支援員が行う業務に要する費用
 - 四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他相当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用
- 2 市町村は、第四条の規定に基づき市町村が置く女性相談支援員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八條 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

- 2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。
- 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
- 二 市町村が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

(この法律の準用)

第二十八條の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定（同条を除く。）中「配偶者からの暴力」とあるのは、「特定関係者からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	配偶者	第二十八條の二に規定する関係にある相手（以下「特定関係者」という。）
	、被害者	、被害者（特定関係者からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	特定関係者又は特定関係者であった者

第十条第一項から第四項まで、第十条の二、第十一条第二項第二号及び第三項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで並びに第二項第一号及び第二号並びに第十八条第一項	配偶者	特定関係者
第十条第一項、第十条の二並びに第十二条第一項第一号及び第二項第一号	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

第六章 罰則

第二十九条 保護命令（前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項まで及び第十条の二の規定によるものを含む。第三十一条において同じ。）に違反した者は、二年以下の拘禁刑又は二百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第三条第五項又は第五条の三の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第三十一条 第十二条第一項若しくは第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項若しくは第二項（第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。
（以下略）

◆困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（女性支援法）

（令和4年5月25日制定 法律第52号）

（最終改正：令和4年6月17日 法律第68号）

目次

第一章 総則（第一条—第六条）

第二章 基本方針及び都道府県基本計画等（第七条・第八条）

第三章 女性相談支援センターによる支援等（第九条—第十五条）

第四章 雑則（第十六条—第二十二条）

第五章 罰則（第二十三条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、女性が日常生活又は社会生活を営むに当たり女性であることにより様々な困難な問題に直面することが多いことに鑑み、困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るため、困難な問題を抱える女性への支援に関する必要な事項を定めることにより、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進し、もって人権が尊重され、及び女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「困難な問題を抱える女性」とは、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む。）をいう。

（基本理念）

第三条 困難な問題を抱える女性への支援のための施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 女性の抱える問題が多様化するとともに複合化し、そのために複雑化していることを踏まえ、困難な問題を抱える女性が、それぞれの意思が尊重されながら、抱えている問題及びその背景、心身の状況等に応じた最適な支援を受けられるようにすることにより、その福祉が増進されるよう、その発見、相談、心身の健康の回復のための援助、自立して生活するための援助等の多様な支援を包括的に提供する体制を整備すること。
- 二 困難な問題を抱える女性への支援が、関係機関及び民間の団体の協働により、早期から切れ目なく実施されるようにすること。
- 三 人権の擁護を図るとともに、男女平等の実現に資することを旨とすること。

(国及び地方公共団体の責務)

第四条 国及び地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、困難な問題を抱える女性への支援のために必要な施策を講ずる責務を有する。

(関連施策の活用)

第五条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、必要に応じて福祉、保健医療、労働、住まい及び教育に関する施策その他の関連施策の活用が図られるよう努めなければならない。

(緊密な連携)

第六条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、関係地方公共団体相互間の緊密な連携が図られるとともに、この法律に基づく支援を行う機関と福祉事務所（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に規定する福祉に関する事務所をいう。）、児童相談所、児童福祉施設（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第七条第一項に規定する児童福祉施設をいう。）、保健所、医療機関、職業紹介機関（労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第百三十二号）第二条に規定する職業紹介機関をいう。）、職業訓練機関、教育機関、都道府県警察、日本司法支援センター（総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）第十三条に規定する日本司法支援センターをいう。）、配偶者暴力相談支援センター（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第三条第一項に規定する配偶者暴力相談支援センターをいう。）その他の関係機関との緊密な連携が図られるよう配慮しなければならない。

第二章 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第七条 厚生労働大臣は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。
 - 一 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な事項
 - 二 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の内容に関する事項
 - 三 その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項
- 3 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 4 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第八条 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な方針
 - 二 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施内容に関する事項
 - 三 その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 厚生労働大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第三章 女性相談支援センターによる支援等

(女性相談支援センター)

第九条 都道府県は、女性相談支援センターを設置しなければならない。

- 2 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）は、女性相談支援センターを設置することができる。
- 3 女性相談支援センターは、困難な問題を抱える女性への支援に関し、主として次に掲げる業務を行うものとする。
 - 一 困難な問題を抱える女性に関する各般の問題について、困難な問題を抱える女性の立場に立って相談に応ずること又は第十一条第一項に規定する女性相談支援員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
 - 二 困難な問題を抱える女性（困難な問題を抱える女性がその家族を同伴する場合にあっては、困難な問題を抱える女性及びその同伴する家族。次号から第五号まで及び第十二条第一項において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
 - 三 困難な問題を抱える女性の心身の健康の回復を図るため、医学的又は心理学的な援助その他の必要な援助を行うこと。
 - 四 困難な問題を抱える女性が自立して生活することを促進するため、就労の支援、住宅の確保、援護、児童の保育等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - 五 困難な問題を抱える女性が居住して保護を受けることができる施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 女性相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、その支援の対象となる者の抱えている問題及びその背景、心身の状況等を適切に把握した上で、その者の意向を踏まえながら、最適な支援を行うものとする。
- 5 女性相談支援センターに、所長その他所要の職員を置く。
- 6 女性相談支援センターには、第三項第二号の一時保護を行う施設を設けなければならない。
- 7 第三項第二号の一時保護は、緊急に保護することが必要と認められる場合その他厚生労働省令で定める場合に、女性相談支援センターが、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 8 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 9 第三項第二号の一時保護に当たっては、その対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習に関する支援が行われるものとする。
- 10 女性相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。
- 11 前各項に定めるもののほか、女性相談支援センターに関し必要な事項は、政令で定める。

(女性相談支援センターの所長による報告等)

第十条 女性相談支援センターの所長は、困難な問題を抱える女性であって配偶者のないもの又はこれに準ずる事情にあるもの及びその者の監護すべき児童について、児童福祉法第六条の三第十八項に規定する妊産婦等生活援助事業の実施又は同法第二十三条第二項に規定する母子保護の実施が適当であると認めるときは、これらの者を当該妊産婦等生活援助事業の実施又は当該母子保護の実施に係る都道府県又は市町村の長に報告し、又は通知しなければならない。

(女性相談支援員)

- 第十一条 都道府県（女性相談支援センターを設置する指定都市を含む。第二十条第一項（第四号から第六号までを除く。）並びに第二十二條第一項及び第二項第一号において同じ。）は、困難な問題を抱える女性について、その発見に努め、その立場に立って相談に応じ、及び専門的技術に基づいて必要な援助を行う職務に従事する職員（以下「女性相談支援員」という。）を置くものとする。
- 2 市町村（女性相談支援センターを設置する指定都市を除く。第二十条第二項及び第二十二條第二項第二号において同じ。）は、女性相談支援員を置くよう努めるものとする。
 - 3 女性相談支援員の任用に当たっては、その職務を行うのに必要な能力及び専門的な知識経験を有する人材の登用に特に配慮しなければならない。

(女性自立支援施設)

- 第十二条 都道府県は、困難な問題を抱える女性を入所させて、その保護を行うとともに、その心身の健康の回復を図るための医学的又は心理学的な援助を行い、及びその自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うこと（以下「自立支援」という。）を目的とする施設（以下「女性自立支援施設」という。）を設置することができる。
- 2 都道府県は、女性自立支援施設における自立支援を、その対象となる者の意向を踏まえながら、自ら行い、又は市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行うことができる。

- 3 女性自立支援施設における自立支援に当たっては、その対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習及び生活に関する支援が行われるものとする。

(民間の団体との協働による支援)

第十三条 都道府県は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、訪問、巡回、居場所の提供、インターネットの活用、関係機関への同行その他の厚生労働省令で定める方法により、その発見、相談その他の支援に関する業務を行うものとする。

- 2 市町村は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、前項の業務を行うことができる。

(民生委員等の協力)

第十四条 民生委員法（昭和二十三年法律第九十八号）に定める民生委員、児童福祉法に定める児童委員、人権擁護委員法（昭和二十四年法律第三十九号）に定める人権擁護委員、保護司法（昭和二十五年法律第二百四号）に定める保護司及び更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）に定める更生保護事業を営む者は、この法律の施行に関し、女性相談支援センター及び女性相談支援員に協力するものとする。

(支援調整会議)

第十五条 地方公共団体は、単独で又は共同して、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うため、関係機関、第九条第七項又は第十二条第二項の規定による委託を受けた者、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体及び困難な問題を抱える女性への支援に従事する者その他の関係者（以下この条において「関係機関等」という。）により構成される会議（以下この条において「支援調整会議」という。）を組織するよう努めるものとする。

- 2 支援調整会議は、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うために必要な情報の交換を行うとともに、困難な問題を抱える女性への支援の内容に関する協議を行うものとする。
- 3 支援調整会議は、前項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。
- 4 関係機関等は、前項の規定による求めがあった場合には、これに協力するよう努めるものとする。
- 5 次の各号に掲げる支援調整会議を構成する関係機関等の区分に従い、当該各号に定める者は、正当な理由がなく、支援調整会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
 - 一 国又は地方公共団体の機関 当該機関の職員又は職員であった者
 - 二 法人 当該法人の役員若しくは職員又はこれらの者であった者
 - 三 前二号に掲げる者以外の者 支援調整会議を構成する者又は当該者であった者
- 6 前各項に定めるもののほか、支援調整会議の組織及び運営に関し必要な事項は、支援調整会議が定める。

第四章 雑則

(教育及び啓発)

第十六条 国及び地方公共団体は、この法律に基づく困難な問題を抱える女性への支援に関し国民の関心と理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、自己がかげがえのない個人であることについての意識の涵養^{かん}に資する教育及び啓発を含め、女性が困難な問題を抱えた場合にこの法律に基づく支援を適切に受けることができるようにするための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進)

第十七条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に資するため、効果的な支援の方法、その心身の健康の回復を図るための方法等に関する調査研究の推進に努めるものとする。

(人材の確保等)

第十八条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に従事する者の適切な処遇の確保のための措置、研修の実施その他の措置を講ずることにより、困難な問題を抱える女性への支援に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図るよう努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第十九条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市町村の支弁)

第二十条 都道府県は、次に掲げる費用（女性相談支援センターを設置する指定都市にあっては、第一号から第三号までに掲げる費用に限る。）を支弁しなければならない。

- 一 女性相談支援センターに要する費用（次号に掲げる費用を除く。）

- 二 女性相談支援センターが行う第九条第三項第二号の一時保護（同条第七項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用
- 三 都道府県が置く女性相談支援員に要する費用
- 四 都道府県が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用
- 五 都道府県が行う自立支援（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用
- 六 第十三条第一項の規定により都道府県が自ら行い、又は民間の団体に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用
 - 2 市町村は、市町村が置く女性相談支援員に要する費用を支弁しなければならない。
 - 3 市町村は、第十三条第二項の規定により市町村が自ら行い、又は民間の団体に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用を支弁しなければならない。

（都道府県等の補助）

- 第二十一条 都道府県は、社会福祉法人が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用の四分の三以内を補助することができる。
- 2 都道府県又は市町村は、第十三条第一項又は第二項の規定に基づく業務を行うに当たって、法令及び予算の範囲内において、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体の当該活動に要する費用（前条第一項第六号の委託及び同条第三項の委託に係る委託費の対象となる費用を除く。）の全部又は一部を補助することができる。

（国の負担及び補助）

- 第二十二条 国は、政令で定めるところにより、都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。
- 2 国は、予算の範囲内において、次に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。
- 一 都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第五号に掲げるもの（女性相談支援センターを設置する指定都市にあっては、同項第三号に掲げるものに限る。）
 - 二 市町村が第二十条第二項の規定により支弁した費用
 - 3 国は、予算の範囲内において、都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち同項第六号に掲げるもの及び市町村が同条第三項の規定により支弁した費用並びに都道府県及び市町村が前条第二項の規定により補助した金額の全部又は一部を補助することができる。

第五章 罰則

第二十三条 第九条第八項又は第十五条第五項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

附 則 抄

（施行期日）

- 第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
- 一 次条並びに附則第三条、第五条及び第三十八条の規定 公布の日
 - 二 附則第三十四条の規定 この法律の公布の日又は児童福祉法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十六号）の公布の日のいずれか遅い日
（児童福祉法等の一部を改正する法律の公布の日＝令和四年六月一五日）
 - 三 略
 - 四 附則第三十六条の規定 この法律の公布の日又は刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）の公布の日のいずれか遅い日
（刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の公布の日＝令和四年六月一七日）
（以下略）

9 用語解説

行	用語	解説
あ行	SNS	「ソーシャル・ネットワーキング・サービス」の略で、インターネット上で人々が互いにつながり、文章、写真、動画などを共有・発信して交流できるサービス。
	SDGs 未来都市	地方創生 SDGs の達成に向け、優れた SDGs の取組を提案する地方自治体のこと。
	M字カーブ	日本の女性の有業率を年齢階級別にグラフ化したとき、例えば 30 歳代前半を谷とし、20 歳代後半と 30 歳代後半が山になるアルファベットの M のような形になること。出産や育児による離職が背景にあるとされる。
か行	困難な問題を抱える女性への支援に関する法律	女性が抱えるさまざまな困難に対し、その人権を尊重し、福祉の増進を図るため本人の意思に基づいた支援について規定した。
さ行	事業主行動計画	「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づき、事業主（民間事業者及び国・地方公共団体等）は、各職場における女性の活躍に関する状況を把握し、課題を分析した上で、その課題解決に必要な取組を「事業主行動計画」に定め、実行していくこととなっている。国及び地方公共団体等は、特定事業主として行動計画を策定し、その取組が、公的部門として一般事業主（民間事業者）の取組を率先垂範することとなっている。
	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）	自らの意思によって働く女性の、個性と能力が十分に発揮されるよう基本方針を定め、事業主行動計画等の策定を促し、女性が活躍するために解決すべき課題に対応する効果的な取組等を規定した。
	スマート技術	ロボット技術や ICT（情報通信技術）、AI（人工知能）や IOT（モノのインターネット）等の先端技術を活用し、省力化や生産物等の品質向上を可能にする技術。
	性的マイノリティ（LGBTQ+）	同性愛者、両性愛者、生まれた時の「身体の性別」と自覚する「心の性別」が一致しない人などのこと。性的指向（Lesbian 女性の同性愛者、Gay 男性の同性愛者、Bisexual 両性愛者）や、性自認（Transgender 身体の性」と「心の性」が一致しない人）、Questioning（性のあり方が典型的ではない人、あるいは決めていない人）、Queer（性的マイノリティを包括して捉える言葉）、+（LGBTQ に当てはまらない多様な性の表現）の頭文字を組み合わせた言葉。

行	用語	解説
た行	第5次男女共同参画基本計画	男女共同参画社会基本法に基づき、令和12年度末までの「基本認識」ならびに令和7年度末までを見通した施策の基本的方向」及び「具体的な取組」を定めた。
	デートDV	結婚していない親密な男女間での身体への暴力、言葉や態度による暴力のことを、配偶者からの暴力と区別して、一般的にデートDVと呼ばれている。婚姻関係があるかないかの違いだけで、暴力が起こるしくみもDVと同じ。
	DV	ドメスティック・バイオレンス（domestic violence）の略。配偶者や恋人など親密な関係にある、またはあった者から振るわれる暴力のことで、身体的暴力はもちろん、性的、心理的暴力を含む。
は行	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）	配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的とする法律。被害者の対象は、配偶者（事実婚、元配偶者も含む。）からの暴力被害者、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係（元交際相手も含む。）にある者からの暴力被害者。
	働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律	それぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる社会の実現をめざして、長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現、雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保等のための措置が講じられた。
	プレコンセプションケア	毎日を健康的に過ごし、ライフイベントに直面した際にさまざまな選択肢を増やすためのヘルスケア。コンセプション（Conception）とは受胎や妊娠を指すが、プレコンセプションケア（Preconception care）は将来、子どもを希望するかどうかにかかわらず、思春期以降のあらゆる方に必要なケア。
ま行	メディアリテラシー	メディアの情報を主体的に読み解く能力、メディアにアクセスし活用する能力、メディアを通じコミュニケーションする能力の3つを構成要素とする複合的な能力のこと。
ら行	リプロダクティブ・ヘルス/ライツ	平成6（1994）年 国際人口/開発会議で採択された「行動計画」において提唱された概念。平成6（1994）年 国際人口/開発会議で採択された「行動計画」において提唱された概念。性と生殖に関する健康（リプロダクティブ・ヘルス）とは、人間の生殖システム、その機能と（活動）過程の全ての側面において、単に疾病、障がいがないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあること。また、性と生殖に関する権利（リプロダクティブ・ライツ）は、全てのカップルと個人が自分たちの子どもの数、出産間隔、並びに最高水準の性に関する健康及び性と生殖に関する健康（リプロダクティブ・ヘルス）を得る権利のこと。
わ行	ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）	仕事と家庭生活の両方を充実させることにより、相乗効果を生み出すという考え方。

第5次鳥取市男女共同参画かがやきプラン

発行年 令和8（2026）年3月
発行 鳥取市総務部人権政策局 男女共同参画課
〒680-8571 鳥取県鳥取市幸町 71 番地
TEL（0857）30-8076

